

出雲崎町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月策定

令和4年3月変更

令和5年3月変更

令和6年3月変更

令和7年3月変更

新潟県出雲崎町

目 次

1 基本的な事項

(1) 出雲崎町の概況	1
ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
(ア) 自然的概要	1
(イ) 歴史的概要	1
(ウ) 社会的・経済的諸条件の概要	2
イ 出雲崎町における過疎の状況	2
(ア) 人口等の動向	2
(イ) 旧過疎法に基づくこれまでの対策	2
(ウ) 現在の課題と今後の見通し	5
ウ 産業構造の変化と社会経済的発展の方向の概要	6
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
ア 人口の推移と動向	6
イ 産業の推移と動向	9
(3) 行財政の状況	13
ア 行政の状況	13
イ 財政の状況	15
ウ 公共施設の整備状況	16
(4) 地域の持続的発展の基本方針	17
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	19
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	19
(7) 計画期間	19
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	19

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
(3) 事業計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	32
(3) 事業計画	34
(4) 産業振興促進事項	37
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	38

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	42
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 事業計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	50
(3) 事業計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 事業計画	55

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	57
(3) 事業計画	57
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	60
(3) 事業計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	62
(3) 事業計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	63

12 再生可能エネルギーの利用促進

（１）現況と問題点 64

（２）その対策 64

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点 65

（２）その対策 65

（３）事業計画 65

（４）公共施設等総合管理計画との整合 65

14 過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画・過疎地域持続的発展特別事業分 66

1 基本的な事項

(1) 出雲崎町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 自然的概要

本町は、新潟県のほぼ中央に位置し、長岡市、柏崎市に隣接しており、約 9 km に及ぶ海岸線を有し、佐渡と相対している。

総面積は 44.38 km² で、このうち森林面積が約 68.8% を占めている。町の中央部を二級河川島崎川が南北に流れており、樹枝状に伸びる支流に沿って耕地が点在している。

集落は、一次生活圏の海岸地区及び駅前地区があり、海岸地区では、国道 352 号及び国道 402 号に沿って約 3.6 km にわたり帯状に住宅地が形成されている。

また、駅前地区は中央部を J R 越後線及び国道 116 号が町内を縦貫しており、出雲崎駅周辺に住宅地が形成されている。その他の集落は、樹枝状の沢々に点在している。

本町の気象は、冬期は冬型の気圧配置が影響して、海岸部では北西の季節風が強く、内陸部に入るにしたがって弱くなっている。平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の平均最大降雪量は 52.4cm、平均最大積雪深は 66.2cm と新潟県内においては比較的少なく、年平均気温は 14.9℃、年平均降水量は 2,080mm である。

(イ) 歴史的概要

本町の海岸地区は、神話時代に大国主命によって開拓されたと伝えられ、天正 17 年（1589 年）には上杉景勝の陣屋が設けられたほか、元和 2 年（1616 年）には江戸幕府 7 万石支配の代官所が置かれるなど、古くから佐渡への渡海の津として栄えた。

また、明治時代にはわが国初の石油の機械掘りに成功し、石油産業発祥の地として脚光を浴びた。産業面では、中越地区の主要海産物の水揚げ地として以前から漁業が営まれている。

一方、内陸部の駅前地区は、古くは南北朝時代の小木氏や戦国時代の上杉謙信らによる古戦場や、小木ノ城山に代表される城跡などの史跡も残されており、戦前は教育村として先人の功績も大きかった。また、以前から稲作を中心とした農林業が営まれており、昭和 40 年代に入ってから酪農業も盛んになった。

本町の沿革は、明治 22 年の町村合併で、出雲崎町・尼瀬町・西越村・中越村・八手村の 2 町 3 村が誕生し、明治 34 年に西越村・中越村・八手村が合併し、西越村となり、次いで明治 37 年に西越村と尼瀬町が合併し、出雲崎町となった。

さらに、昭和 32 年に西越村と出雲崎町が合併して出雲崎町となり、翌年大字高

畑が和島村（現長岡市）へ移り、今日に至っている。

（ウ） 社会的・経済的諸条件の概要

本町は隣接する長岡市及び柏崎市の市街地まではいずれも車で 30 分程度の位置にあることから、住民の生活圏域及び経済圏域はこれらの近隣市との結び付きが強い。

また、これまでの長岡地域広域市町村圏に替わり、平成 21 年 12 月に長岡市を中心市とした 3 市 1 町で長岡地域定住自立圏を形成し、市町の枠を超えた広域的な取り組みや、行政と民間の連携・役割により圏域全体の活性化を図っている。

平成の大合併においては、近隣町村と合併協議を重ねたが、合意に至らず合併協議会は廃止となった。そのため行財政のスリム化を図りながら、当面単独で新たなまちづくりを進め、引き続き行財政基盤の強化を図っていくこととした。

本町の経済状況を新潟県市町村民経済計算で見ると、平成 30 年度の町内総生産（帰属利子等控除前）では、第 1 次産業が 6 億 500 万円（構成比 5.0%）、第 2 次産業が 42 億 9,200 万円（同 35.3%）、第 3 次産業が 72 億 5,100 万円（同 59.7%）となっており、平成 30 年度の町内総生産は、過去 5 年間の平均より増加している。

イ 出雲崎町における過疎の状況

（ア） 人口等の動向

本町の人口は昭和 32 年の町村合併以来、減少の一途をたどっている。昭和 30 年代後半から 40 年代の高度経済成長期には人口の減少率が大きくなり、5 年ごとの人口減少率は 10%を超えていた。昭和 50 年代から 60 年代には、減少率はいったん鈍化したものの、平成 2 年の国勢調査では再び上昇し、平成 12 年は 6.4%、平成 17 年は 8.2%、平成 22 年は 8.1%、平成 27 年は 7.7%、令和 2 年は 9.2%となっている。

年齢別の人口動向では、若者層を中心とした長期間の人口流出が続き、令和 2 年国勢調査における本町の若年者（15 歳～29 歳）比率は 8.4%で、新潟県の 12.7 %に比べ低くなっている。一方、高齢者（65 歳以上）比率は、43.9%に達しており、新潟県の 32.8%を大きく上回っている。

（イ） 旧過疎法に基づくこれまでの対策

本町は、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法（旧過疎対策法）、昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法（旧過疎振興法）、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法（旧過疎活性化法）、平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎自立促進法）に基づき、総合的な過疎対策事

業を実施してきた。その結果、過去 50 年間の総投資額は 356 億円を超えている。

昭和 45 年から平成元年までの 20 年間の施策は、町道改良などの交通通信体系の整備を中心に実施し、次いで教育文化施設の整備、産業の振興、生活環境施設及び福祉施設等厚生施設の整備を進め、本町の公共施設整備は大きく前進した(表－1)。

平成 2 年に制定された旧過疎活性化法に基づく平成 2 年度から平成 11 年度までの 10 年間の施策は、農業集落排水事業や公共下水道事業など生活環境施設の整備を中心として実施した(表－2)。

平成 12 年に制定された旧過疎自立促進法に基づく平成 12 年度から令和 2 年度までの 21 年間の施策は、前半には、公共下水道事業や農業集落排水事業の整備を引き続き実施し、下水道整備終了後は、水道施設の老朽化対策、若者誘導型町営住宅の整備といった生活環境施設の整備及び町道二次改良といった交通通信体系の整備を中心に実施した。(表－3)。

表－1 旧過疎対策法、旧過疎振興法(昭和 45 年度～平成元年度)における事業実績

(単位：千円、下段は構成比：%)

区 分	旧過疎対策法実績 昭和 45 年度～ 昭和 54 年度	旧過疎振興法実績 昭和 55 年度～ 平成元年度	合 計
交通通信体系の整備	1,367,000 52.6	2,014,000 45.1	3,381,000 47.9
教育文化施設の整備	670,000 25.8	860,000 19.3	1,530,000 21.6
生活環境施設及び福祉 施設等厚生施設の整備	449,000 17.2	453,000 10.2	902,000 12.8
産 業 の 振 興	103,000 4.0	1,094,000 24.5	1,197,000 17.0
そ の 他	10,000 0.4	41,000 0.9	51,000 0.7
合 計	2,599,000 100	4,462,000 100	7,061,000 100

表－２ 旧過疎活性化法（平成２年度～平成１１年度）における事業実績

（単位：千円、下段は構成比：％）

区 分	旧過疎活性化法実績 平成２年度～ 平成６年度	旧過疎活性化法実績 平成７年度～ 平成１１年度	合 計
産 業 の 振 興	1,759,000 23.8	244,267 3.1	2,003,267 13.1
交通通信体系の整備	1,205,000 16.3	725,444 9.2	1,930,444 12.6
生活環境施設の整備	3,222,000 43.5	5,514,347 69.8	8,736,347 57.1
高齢者福祉その他の 福 祉 増 進	164,000 2.2	1,181,589 15.0	1,345,589 8.8
教 育 文 化 の 振 興	1,032,000 13.9	166,631 2.1	1,198,631 7.8
そ の 他	22,000 0.3	67,800 0.8	89,800 0.6
合 計	7,404,000 100	7,900,078 100	15,304,078 100

表－３ 旧過疎自立促進法（平成１２年度～令和２年度）における事業実績

（単位：千円、下段は構成比：％）

区 分	旧過疎自立促進法実績 平成１２年度～ 平成１６年度	旧過疎自立促進法実績 平成１７年度～ 平成２１年度
産 業 の 振 興	225,756 5.8	1,210,640 45.5
交通通信体系の整備	597,487 15.4	554,480 20.8
生 活 環 境 の 整 備	2,659,165 68.5	528,720 19.9
高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 （医療の確保含む）	185,455 4.8	240,827 9.1
教 育 の 振 興	113,286 2.9	117,566 4.4
そ の 他	101,725 2.6	7,758 0.3
合 計	3,882,874 100	2,659,991 100

区 分	旧過疎自立促進法実績 平成 22 年度～ 平成 27 年度	旧過疎自立促進法実績 平成 28 年度～ 令和 2 年度	合 計
産 業 の 振 興	245,093 7.0	386,860 12.1	2,068,349 15.6
交通通信体系の整備	1,335,214 38.0	841,020 26.4	3,328,201 25.1
生 活 環 境 の 整 備	1,385,795 39.3	593,592 18.6	5,167,272 39.0
高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 (医療の確保含む)	465,937 13.2	565,420 17.7	1,457,639 11.0
教 育 の 振 興	16,828 0.5	421,959 13.2	669,639 5.1
そ の 他	69,874 2.0	382,031 12.0	561,388 4.2
合 計	3,518,741 100	3,190,882 100	13,252,488 100

(ウ) 現在の課題と今後の見通し

50 年間にわたり過疎対策事業を実施してきたが、本町の人口は引き続き減少傾向にあり、特に若年層が少なく高齢者層が多いという年齢構成は、地域の持続的発展を進めるにあたり、特に留意していく必要がある。

持続的発展の基本は人材である。各世代の町民が地域の運営に主体的に関わる参加の場と機会の充実を図り、町民が自分たちの地域を担うという意欲を高めていくことが重要となってくる。

このことは、他市町村よりもはるかに先行している高齢化社会に対応した地域づくりを進め、高齢化社会の先進的地域としてのモデル地域となるよう、新たな取り組みが期待されている。

また、本町は日本海に面した丘陵地域であり、景観に優れた海岸線や文化的に貴重な妻入りの街並み、良寛生誕の地、天領など歴史と豊かな自然環境に恵まれているが、農林水産業は経営形態が脆弱であり、多様な担い手の確保や基盤整備が必要である。

加えて、市町村の枠を超えた広域的な取り組みや、行政と民間の連携・役割により圏域全体の活性化を図り、この地域が持つ固有の地域資源を活かし、いかに地域の持続的発展に向けて取り組んでいくかが課題となっている。

ウ 産業構造の変化と社会経済的発展の方向の概要

本町の産業構造を就業人口で見ると、昭和 40 年代までは第 1 次産業の割合が高くなっているが、昭和 50 年代以降は、第 2 次・第 3 次産業の就業率が増加している。これは、内陸部の中山間地での不利な条件による農業不振と、沿岸漁業の低迷により、第 1 次産業就業者が減少し、これに伴い相対的に、第 2 次・第 3 次産業の就業者割合が増加したもので、就業者総数は減少している。また、地域経済全体の規模も、全般的に縮小傾向にある。

しかし、本町は北陸自動車道長岡北スマート I C 及び北陸自動車道西山 I C まで車で約 15 分の距離にあり、比較的交通条件には恵まれている。

さらに、隣接する長岡市、柏崎市には製造業を中心とした高度情報技術産業の集積地や工業団地もあり、これらの優位な立地条件を生かし、地域経済の持続的発展に取り組んでいく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口の推移は、国勢調査によると表 4 のとおりである。

昭和 30 年代後半からの経済の高度成長に伴い、関東圏への人口の流出が激化した結果、人口の減少は激しくなった。本町では、昭和 35 年から昭和 40 年の 13.5% をピークに、昭和 50 年までは 10% を超える人口減少率を示していた。

その後昭和 50 年代においては、都市圏と地方圏における経済、生活環境での格差の縮小や国民の価値観の多様化、また、地方における若年層の減少と長男長女比率などの人口構成上の要因などにより、本町でも人口の流出率が小さくなった。

昭和 55 年から平成 7 年までは、減少率が約 3 ～ 5 % とやや落ち着いていたが、平成 12 年以降再び上昇し、平成 17 年では減少率 8.2%、平成 22 年では同 8.1%、平成 27 年では 7.7% と減少率は高止まりとなっており、令和 2 年国勢調査では、総人口は 4,113 人で減少率は 9.2% となっている。

若年比率は、昭和 45 年の 18.0% をピークに減少し続けている半面、高齢者比率は増大の一途をたどっており、令和 2 年の国勢調査では 43.9% と高い数値を示し、今後も高齢化は進行していくものと想定される。

表－４ 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,788	9,337	△13.5	8,170	△12.5	7,338	△10.2	7,048	△ 4.0
0 歳～14 歳	3,721	2,676	△28.1	1,897	△29.1	1,442	△24.0	1,227	△14.9
15 歳～64 歳	6,012	5,679	△ 5.5	5,254	△ 7.5	4,780	△ 9.0	4,507	△ 5.7
うち 15 歳 ～29 歳(a)	1,867	1,634	△12.5	1,474	△ 9.8	1,277	△13.4	1,107	△13.3
65 歳以上(b)	1,055	982	△ 6.9	1,019	3.8	1,116	9.5	1,314	17.7
(a)/総数 若年者比率	17.3	17.5	—	18.0	—	17.4	—	15.7	—
(b)/総数 高齢者比率	9.8	10.5	—	12.5	—	15.2	—	18.6	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,780	△ 3.8	6,421	△ 5.3	6,213	△ 3.2	5,814	△ 6.4	5,338	△ 8.2
0 歳～14 歳	1,114	△ 9.2	1,013	△ 9.1	899	△11.3	746	△17.0	582	△22.0
15 歳～64 歳	4,195	△ 6.9	3,795	△ 9.5	3,502	△ 7.7	3,102	△11.4	2,829	△ 8.8
うち 15 歳 ～29 歳(a)	961	△13.2	800	△16.8	802	0.3	728	△ 9.2	646	△11.3
65 歳以上(b)	1,471	11.9	1,613	9.7	1,812	12.3	1,966	8.5	1,927	△ 2.0
(a)/総数 若年者比率	14.2	—	12.5	—	12.9	—	12.5	—	12.1	—
(b)/総数 高齢者比率	21.7	—	25.1	—	29.2	—	33.8	—	36.1	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,907	△8.1	4,528	△7.7	4,113	△9.2
0 歳～14 歳	480	△17.5	423	△11.9	372	△12.1
15 歳～64 歳	2,604	△ 8.0	2,276	△12.6	1,937	△14.9
うち 15 歳 ～29 歳(a)	545	△15.6	475	△12.8	345	△27.4
65 歳以上(b)	1,821	△ 5.5	1,829	0.4	1,804	△1.4
(a)/総数 若年者比率	11.1	—	10.5	—	8.4	—
(b)/総数 高齢者比率	37.1	—	40.4	—	43.9	—

次に人口動態を見てみると、平成 28 年から令和 2 年までの人口動態は、表－５のとおりである。自然動態・社会動態ともいずれも減少しており、自然動態では５年間で 414 人、社会動態では５年間で 9 人、合計 423 人が減少した。平成 23 年から平

成 27 年までの 5 年間と比較すると 20 人ほど減少数は少なくなっている。

また、本町の男女別人口の割合は表－6 のとおりで、男女の構成比は概ね横ばいで推移している。

表－5 過去 5 年間の人口動態（新潟県人口移動調査）

（単位：人）

年	人口	自然動態			社会動態			増減
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 28 年	4, 445	28	118	△90	113	106	7	△83
平成 29 年	4, 333	16	104	△88	97	121	△24	△112
平成 30 年	4, 243	17	102	△85	106	111	△5	△90
令和元年	4, 159	21	104	△83	122	123	△1	△84
令和 2 年	4, 105	18	86	△68	119	105	14	△54
計	—	100	514	△414	557	566	△9	△423

※人口は毎年 10 月 1 日現在の推計人口である。

表－6 男女別人口の割合（住民基本台帳）

（単位：人・％）

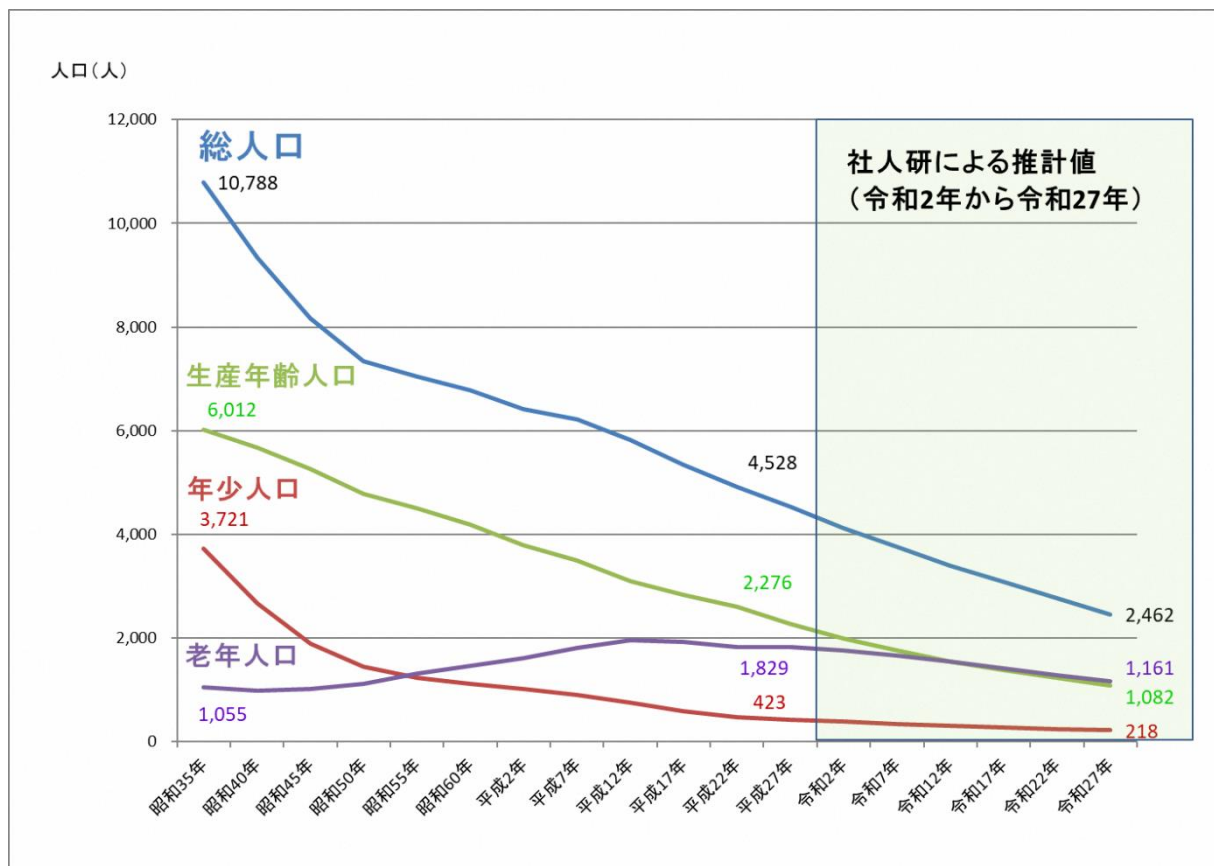
区分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	5, 585	—	5, 175	—	△7. 3	4, 705	—	△9. 1
男	2, 618	46. 9	2, 444	47. 2	△6. 6	2, 220	47. 2	△9. 2
女	2, 967	53. 1	2, 731	52. 8	△8. 0	2, 485	52. 8	△9. 0

区分	令和 2 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率
総数	4, 315	—	△8. 3
男	2, 074	48. 1	△6. 6
女	2, 241	51. 9	△9. 8

国立社会保障・人口問題研究所の資料を基に、第 2 期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンに示した総人口と年齢 3 区分人口の推移は、表－7 のとおりであり、令和 27（2045）年の総人口は、2, 462 人と推計されている。年齢 3 区分人口は、生産年齢人口・年少人口の減少が続く一方で、老年人口は、平成 12（2000）年をピークに減少しており、ゆるやかに減少する推計となっている。

高齢化率については、令和 27（2045）年には、47. 2%となる推計となっている。

表－７ 人口の見通し



イ 産業の推移と動向

本町の産業別就業人口の動向は、表－８のとおりであり、就業者の総数は、人口の減少と同様の傾向となっている。

産業別就業者の割合では、昭和40年代までは第1次産業が4割を超えていたが、平成27年には1割を下回っている。第2次産業は、昭和60年の45%をピークに減少し、平成27年には32%となっている。第3次産業は、昭和35年から一貫して増加しており、令和2年には6割近くとなっている。

表－８ 産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,158	4,361	△15.5	4,368	0.2	3,966	△9.2	3,793	△4.4
第1次産業 就業人口比率	54.7	49.0	—	42.0	—	26.8	—	23.8	—
第2次産業 就業人口比率	18.9	21.5	—	27.4	—	38.8	—	40.1	—
第3次産業 就業人口比率	26.4	29.5	—	30.6	—	34.4	—	36.1	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,550	△6.4	3,389	△4.5	3,250	△4.1	2,822	△13.2	2,507	△11.2
第 1 次産業 就業人口比率	16.7	—	16.8	—	14.9	—	14.3	—	12.1	—
第 2 次産業 就業人口比率	45.4	—	43.4	—	43.6	—	40.7	—	35.8	—
第 3 次産業 就業人口比率	37.9	—	39.8	—	41.5	—	45.0	—	52.1	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,278	△9.1	2,165	△5.0	1,998	△7.7
第 1 次産業 就業人口比率	9.4	—	9.7	—	9.2	—
第 2 次産業 就業人口比率	35.4	—	32.3	—	32.4	—
第 3 次産業 就業人口比率	55.0	—	57.8	—	58.4	—

本町の第 1 次産業の主体は、農業と漁業である。農業については、農産物の価格の低迷、担い手の不足と高齢化等の課題を抱えており、特に中山間地域に位置する本町にとっては、不利な条件下での農業経営となっている。このため小規模農家が大部分を占め、農業後継者の多くが他産業へ流失しており、深刻な後継者不足に悩んでいる。

漁業については、漁業生産量の減少や水産物価格の低迷、さらに厳しい就労環境等により、漁業就業者は若年層が極めて少なく、今後もこの傾向は進むものと思われる。

第 1 次産業については、生産基盤の整備を進めていくとともに、減農薬や化学肥料の使用を削減した特別栽培農産物による品質の差別化や、地元農産物及び水産物を活用した都市住民との交流、地産地消運動など後継者対策を進めながら引き続き新たな取り組みを進める必要がある。

第 2 次産業では、製造業の従業者割合が最も多くなっている。しかし、本町の製造業は就業者 30 人以下の事業所が大部分で、若年層は町外の事業所への就業が多く、町内企業では若い労働力の確保が難しくなっている。

第 3 次産業では、概して事業規模は小さく、就業形態も家族従業者が大部分を占めている。今後は観光を軸として、第 1 次産業・第 2 次産業ともタイアップした展開が望まれている。

本町の産業別町内総生産は、表－ 9 のとおりとなっており、町内総生産額は、近年横ばいとなっている。

また、従業地別就業者の状況は、表－10 のとおりであり、令和 2 年の国勢調査では、全就業者に占める町外就業者の割合が半数を超え、町外就業者数のうち長岡市及び柏崎市への就業者が 8 割を超えている。

表－9 産業別町内総生産（市町村民経済計算）

年度	町内総生産						一人当たり 市町村民所得	
		第 1 次 産 業	第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	輸入品に課さ れる税・関税	(控除) 総資本形成に 係る消費税	出雲崎町	新潟県
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円	千円
平成 18 年度	12,857	799	4,417	7,584	131	74	2,071	2,715
19 年度	14,109	707	5,804	7,535	151	88	2,086	2,727
20 年度	13,354	669	5,277	7,345	152	89	2,026	2,570
21 年度	11,923	634	3,900	7,342	106	59	1,938	2,503
22 年度	12,366	558	4,421	7,334	120	67	2,068	2,575
23 年度	12,470	647	4,458	7,291	141	67	1,998	2,569
24 年度	11,035	614	3,106	7,247	127	59	2,053	2,597
25 年度	11,537	611	3,706	7,138	146	64	2,158	2,707
26 年度	11,618	565	3,957	6,997	196	97	2,134	2,675
27 年度	11,556	590	3,823	7,060	190	107	2,197	2,768
28 年度	11,198	688	3,333	7,131	160	114	2,271	2,817
29 年度	11,958	653	3,948	7,290	188	121	2,303	2,876
30 年度	12,216	605	4,292	7,251	206	138	2,344	2,916

表－10 従業地別就業者数（国勢調査）

（単位：人、％）

区分	昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
就業者合計	3,966	100	3,793	100	3,550	100	3,389	100
町内就業者	2,912	73	2,608	69	2,381	67	2,227	66
町外就業者	1,054	27	1,185	31	1,169	33	1,162	34
長岡市	97	9	137	12	134	11	164	14
柏崎市	312	30	377	32	382	33	360	31
旧分水町	94	9	76	6	62	5	60	5
旧和島村	193	18	199	17	188	16	155	14
旧西山町	75	7	120	10	147	13	142	12
その他	283	27	276	23	256	22	281	24

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
就業者合計	3,250	100	2,822	100	2,507	100	2,278	100
町内就業者	2,060	63	1,675	59	1,345	54	1,149	50
町外就業者	1,190	37	1,147	41	1,162	46	1,129	50
長岡市	226	19	246	21	354	31	571	51
柏崎市	342	29	302	26	395	34	351	31
燕市	—	—	—	—	—	—	82	7
旧分水町	61	5	41	4	37	3	—	—
旧和島村	137	12	140	12	115	10	—	—
旧西山町	133	11	111	10	—	—	—	—
その他	291	24	307	27	261	22	125	11

区分	平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	構成比	実 数	構成比
就業者合計	2,165	100	1,998	100
町内就業者	1,044	48	924	46
町外就業者	1,121	52	1,074	54
長岡市	599	53	575	54
柏崎市	319	29	290	27
燕市	67	6	73	7
その他	136	12	136	13

※平成 17 年国勢調査から、旧西山町は柏崎市として計上。平成 22 年国勢調査から、旧分水町は燕市、旧和島村は長岡市として計上

(3) 行財政の状況

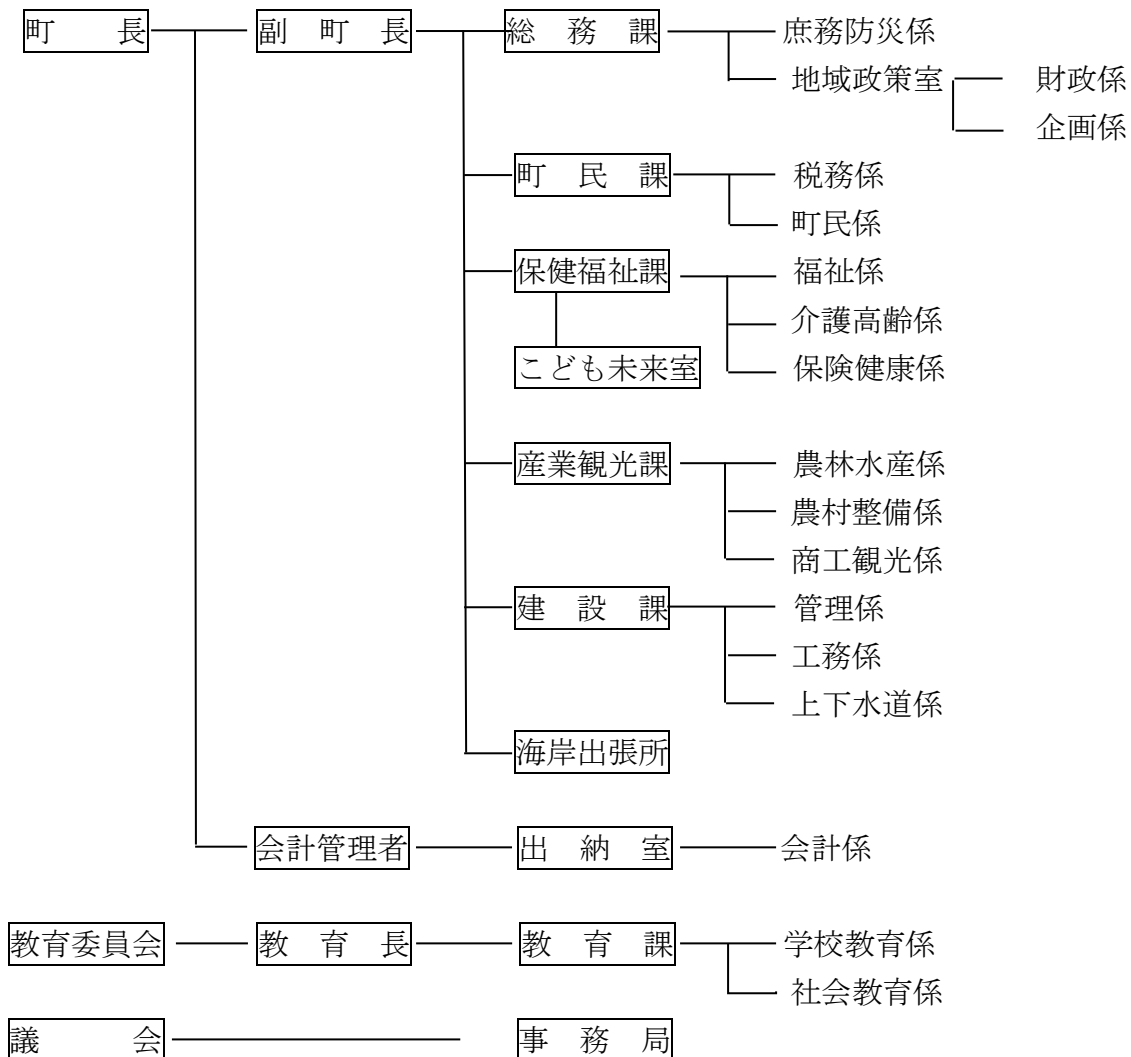
ア 行政の状況

本町の行政機構は、表－11 のとおりである。平成 30 年度に「こども未来室」及び「地域政策室」を設置し、事務の簡素・合理化を図りながら、地域課題に即応できるよう常に組織の見直しを行い行政目的に柔軟に対応している。

広域行政では、常備消防は柏崎市に、廃棄物処理及び斎場事務は長岡市にそれぞれ委託して事務事業の効率化を図っている。

また、長岡市を中心市とした長岡地域定住自立圏を組織し、救急医療事業、観光振興事業などの政策を基に圏域形成による連携を図り、地方圏への定住促進を進めている。

表－11 行政機構図（令和 3 年 4 月 1 日現在）



選挙管理委員会 ————— 事務局

監 査 委 員 ————— 事務局

農 業 委 員 会 ————— 事務局

固定資産評価審査委員会

イ 財政の状況

本町は、財政は小規模ながらも住民のニーズを的確にとらえ適切に運営してきた。本町の財政状況を平成 17 年度・平成 22 年度・平成 27 年度・令和 2 年度の決算額で見ると、表－12 のとおりとなる。施策全般について、徹底した事業の再構築、経済的経費の削減合理化に努めながら、効率的な施策に努めてきた。

しかしながら、財政力指数は、0.2～0.3 と低く推移し、主な財源を地方交付税や国県の補助金に依存した状況にある。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は上昇傾向にあり、硬直化が懸念されている一方、過疎対策事業債などの財源措置のある地方債の活用などにより、将来財政負担は少なく概ね健全財政を維持している。

表－12 町財政の状況（地方財政状況調査）

（単位：千円）

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	4,699,197	3,710,005	3,859,606	4,303,422
一般財源	2,118,551	2,190,805	2,415,363	2,439,594
国庫支出金	772,061	324,360	382,482	1,079,633
都道府県支出金	877,494	405,252	409,248	392,672
地方債	365,100	382,000	441,600	210,951
うち過疎債	75,500	159,600	126,000	109,400
その他	565,991	407,588	210,913	180,572
歳出総額 B	4,553,013	3,541,883	3,611,794	4,152,516
義務的経費	1,099,454	1,217,748	1,316,055	1,472,444
投資的経費	1,737,295	604,546	831,050	352,508
うち普通建設事業	623,325	604,546	831,050	352,508
その他	1,716,264	1,719,589	1,464,689	2,327,564
過疎対策事業費（再掲）	111,723	220,422	310,244	270,292
歳出歳入差引額 C（A－B）	146,184	168,122	247,812	150,906
翌年度へ繰越すべき財源 D	7,092	64,650	166,303	20,338
実質収支 C－D	139,092	103,472	81,509	130,568
財政力指数	0.235	0.237	0.219	0.246
実質公債費比率	12.8	8.1	7.8	9.3
経常収支比率	82.3	78.8	80.3	87.7
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	3,041,014	3,510,569	3,745,820	3,198,436

ウ 公共施設の整備状況

本町の公共施設の整備状況は表－13 のとおりである。これまで過疎対策事業として、交通体系の整備を積極的に実施してきた結果、令和 2 年度末には町道の改良率は 82.5%、舗装率では 88.9%となっている。

小中学校については、昭和 49 年度に出雲崎中学校が、昭和 53 年度には西越小学校がいずれも統合校舎として整備され、危険校舎の解消が図られた。その後、平成 12 年 4 月に西越小学校と出雲崎小学校が統合され、教育と施設の両面の充実が図られた。

社会教育施設については、中央公民館をはじめ、町民体育館・多目的運動場・町民野球場・町民プール・屋内ゲートボール場を 1 か所に集積して整備した結果、町民はもとより近隣市等との公共施設の相互利用とともに、町内外の利用者も多い。また、平成 30 年度に同じエリアに子育て支援センター「多世代交流館きらり」を整備し、新しい交流拠点として施設の有効利用が図られている。

汚水処理施設については、平成 3 年度以降 3 地区で農業集落排水事業に着手し、平成 7 年度には 2 地区で全面供用開始されている。また、平成 9 年度から残りの 1 地区に着手し、平成 14 年度に全面供用開始され、事業が完了した。

さらに、特定環境保全公共下水道事業も平成 5 年度から工事を開始し、平成 13 年度で全面供用開始され、事業完了している。

その他の集合処理に適さない地域については、市町村設置型の個別合併処理浄化槽整備事業に取り組み、平成 8 年度から平成 15 年度の間に、156 基を設置した。

表－13 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道	改良率(%)	0.9	46.8	65.3	78.3	81.6
	舗装率(%)	1.2	38.0	70.0	83.4	86.8
水 道 普 及 率 (%)		50.3	95.4	98.7	99.2	99.3
水 洗 化 率 (%)		—	—	—	75.5	93.8
人 口 千 人 当 たり 病 院 、 診 療 所 の 病 床 数 (床)		2.2	2.6	3.0	3.2	0

区 分		平成 26 年度末	令和 2 年度末
市町村道	改良率(%)	82.4	82.5
	舗装率(%)	88.8	88.9
水 道 普 及 率 (%)		99.3	99.5
水 洗 化 率 (%)		94.2	96.1
人 口 千 人 当 たり 病 院 、 診 療 所 の 病 床 数 (床)		0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、これまで過疎対策を実施してきた結果、各種公共施設の整備は進んだものの、人口減少と少子高齢化、基幹産業の低迷などにより、依然として多くの課題が残されている。このような厳しい現状と課題を踏まえ、以下の事項について今後の方向性を考える必要がある。

- 1 農林水産業では、従事者の高齢化と後継者不足等により低迷が続いていることから、生産基盤の整備や高付加価値化の促進を図り、担い手の育成及び組織化を図り、経営体を育成していかなければならない。
- 2 少子高齢化については、本町の高齢化率は県内でも高くなっていることから、地域公共交通の確保や高齢になっても健康で暮らすことができる施策に取り組まなければならない。また、子どもを産み育てやすい環境の整備、生きがいを持って安心して暮らせる体制整備の推進が必要である。
- 3 人口減少が続く、地域の担い手の減少、地域コミュニティの衰退という現状があることから、その解決策として移住者を受け入れる施策を実施し、担い手の確保、地域の活性化を図るとともに、生業の創出をはじめとした生活の基盤を確保し、移住者及び町で生まれ育った者に対し、引き続きこの町で暮らし続けたいと感じることができる環境づくりを進める必要がある。

以上の観点を踏まえ、町の基本方針である「出雲崎町総合計画」及び「新潟県過疎地域持続的発展方針」の方向に則し、また、「第2期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら、次の3項目を本町の過疎地域自足的発展に向けた基本的な方向として今後の施策を推進する。

- ア 地域特性を生かした生業の創出と産業の振興
- イ 住んでみたい、住み続けたいと感じられる安全・安心な暮らしの整備
- ウ 誇りある地域資源を生かした魅力と特色あるまちづくりの推進

ア 地域特性を生かした生業の創出と産業の振興

新型コロナウイルスの感染拡大や長引く景気の低迷等により、厳しい経済情勢が続いているが、こうした状況を打開し、地域の経済的な発展を進めるためには、地域の特性及び資源を生かした生業の創出と産業の振興を行うことが重要である。

そのため、農林水産業においては、生産基盤を整備し営農環境等の改善を行った上で、機械や作業の共同化を行い営農活動の効率化を図り、担い手の確保及び法人

経営体の育成に努める必要がある。また、地元の農産物や水産物を活用した新たな生業の創出に取り組んでいく。

第2次産業、第3次産業においては、隣接する長岡市には都市機能が集積されており、製造業を中心とした高度情報技術産業の集積地や工業団地もあることから、職住分離でありながら職住近接という優位な立地条件を生かし、生業の創出、確保を図り、地域経済の持続的発展に取り組んでいく必要がある。

イ 住んでみたい、住み続けたいと感じられる安全・安心な暮らしの整備

道路、上下水道、情報等の社会基盤は、誰もが安全・安心に暮らせる地域を作っていく上で不可欠なものである。特に数度にわたる大きな災害に見舞われた本町にとって、生活の利便性ととも、生命を守る基盤となるものである。

そのためにも、通学路の整備を含めた町道の二次改良、災害時の情報伝達を含めた地域における情報化、地域公共交通の確保を進める必要がある。

また、移住、定住を促進するための宅地造成や空き家の有効活用といった住環境を整備するとともに、子どもを産み育てやすい環境の整備や高齢者になっても健康で、生きがいを持って安心して暮らせる環境整備について、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めることが重要である。

これらの取り組みにより、住んでみたい、住み続けたいと感じられる安全・安心な暮らしの整備を図る。

ウ 誇りある地域資源を生かした魅力と特色あるまちづくりの推進

本町は、日本海と小木ノ城に代表される美しい自然環境があり、さらに天領、妻入りの街並などの歴史的資源、高品質な米、新鮮な魚介類などの豊かな食資源、良寛や松尾芭蕉など町とゆかりある偉人が残した文化的資源など多様な地域資源を有している。

これらの誇りある地域資源を生かした魅力と特色のあるまちづくりを推進していくことが重要な課題である。

このため、自然環境の保全と伝統ある文化の保存、生産者の担い手の確保を図りながら、特色ある歴史的資源、文化的資源及び食資源の掘り起こしを行い、これらの魅力を全国に情報発信し、魅力と特色あるまちづくりを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

表－14 に示すとおり、令和元年度に策定した第 2 期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンにおいて示した「パターン 1」の令和 7 年人口推計値、自然増減数、社会増減数を計画期間内に達成すべき基本目標とする。

表－14 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展 のための基本目標	目標値	現状値
人口 (国勢調査)	3,753 人 (令和 7 年国勢調査)	4,114 人 (令和 2 年国勢調査)
自然増減数 (新潟県人口移動調査)	△390 人 (令和 3 年～令和 7 年の合計)	△414 人 (平成 28 年～令和 2 年の合計)
社会増減数 (新潟県人口移動調査)	0 人 (令和 3 年～令和 7 年の合計)	△9 人 (平成 28 年～令和 2 年の合計)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

町総合計画審議会や町総合戦略策定推進会議において、持続的発展計画の達成状況を毎年度報告し、評価を行う。

また、“PDCA サイクル”により、計画の進み具合や内容の確認を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて柔軟に計画内容の変更を行う。

(7) 計画期間

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した「出雲崎町公共施設等総合管理計画」では、次の 3 点を基本認識としている。

【基本認識 1】公共施設等の老朽化対策

・本町の公共施設は今後急速に老朽化を迎えることから耐震化を含めた施設の長寿命化を検討

【基本認識 2】社会環境の変化、町民ニーズの変化への対応

・人口減少及び少子高齢化による公共施設の質・量に対する町民ニーズの変化に対して適切に対応

【基本認識 3】限られた財源

- ・ 今後は扶助費の増加も見込まれるなか、施設の更新にあたっては複合化等を検討
- ・ 厳しい財政状況のもと、計画的かつ効率的な管理を実施し、町民サービスを維持

また、次の 7 点を基本方針として定め、計画を推進する。

【基本方針 1】点検・診断等の実施方針

- ・ 安全確保のため、予防保全型管理の視点で点検及び健全度を把握、結果を蓄積して計画見直しへ反映

【基本方針 2】維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の重要度や劣化状況などから優先度を付け、計画的な維持管理・修繕・更新を実施

【基本方針 3】安全確保の実施方針

- ・ 日常点検、定期点検などを通じて劣化状況を把握、災害発生時の機能保持のため、安全性を確保

【基本方針 4】耐震化の実施方針

- ・ 旧耐震基準に基づき建築された公共施設については、統廃合も視野にいたした耐震化を推進

【基本方針 5】長寿命化の実施方針

- ・ 使用見込み期間の延伸が見られる施設については、予防保全型管理を行う方針で個別施設のインフラ長寿命化計画の策定を推進

【基本方針 6】統合や廃止の推進方針

- ・ 統廃合は公共施設等とサービスの関係や需要量の変化などについて十分に留意

【基本方針 7】総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 本計画を実施するため必要となる全庁的な取組体制の構築や情報共有方策について、本町の状況を踏まえ方針を策定。

本計画においても、これらの基本認識及び基本方針と整合性図りながら必要な事

業を適正に実施するとともに、本計画内、各分野に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、全て公共施設等総合管理計画に掲げた基本方針に適合するものである。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

出雲崎町の人口は、国勢調査が実施される5年ごとに約8%の減少が続いている。出生数の減少に伴う自然減と、転出者の増加と転入者の減少による社会減の状況である。

地域の持続的発展を図るためには、何よりも子育て世代や若年層をはじめとした様々な世代の定住人口を増加させ、担い手を確保していくことが求められている。そのためには、快適な住環境の整備を進めることは重要な課題である。

本町は、これまで6団地にわたり住宅用地の造成・分譲を行ってきた結果、子育て世代や若年層の転入が増え、人口減少が抑制されるなど成果も見られた。

今後とも、豊かな自然環境のなかでゆとりある多様な生活を楽しみたいという人たちの願いを実現するため、農山漁村の快適性が融和した住環境を整えて、住宅地や子育て世代や若年層に優良な町営住宅を供給していく。

また、人口減少に伴い空き家が増加していることから、移住者の住居として活用するために空き家の再利用を図る必要がある。

人口増減のカギを握る若い世代を中心とした移住を促進するため、住宅の取得やリフォーム経費の支援や保育料の無償化など子育て世代の負担を軽減する取り組みを進める必要がある。加えて出雲崎町で生まれ育った町民や大学等への進学により町を離れた者が、出雲崎町に住み続けたい、戻ってきたいと思える施策を進める必要がある。

出雲崎町が実施する移住、定住への取り組みを幅広く周知するとともに、出雲崎町ならではの魅力を情報発信し、移住前、移住後のサポート体制を充実させる必要がある。

イ 地域間交流

地域おこし協力隊の活動及び大学と地域・町が連携し、繋がりのかきかけをつくり、地域の内と外の多様な人々が多様な形で関わりをもつ機会を増やす取り組みを進めている。

これらの取り組みを継続することにより、地域と多様に関わる人々を増やし関係人口の創出・拡大を図っている。

また、出雲崎町ならではの自然、農業、漁業、歴史、文化を多くの人々から知ってもらい、それらを一体的に体験することができる体制づくりを進め、地域間交流に取り組む必要がある。

姉妹都市である、福島県柳津町との交流をはじめ、良寛や松尾芭蕉といった町と

ゆかりのある偉人と関連する市町村との交流・連携を図る必要がある。

ウ 人材育成

人口減少に伴い、あらゆる分野において地域の担い手が減少しており、地域コミュニティが成り立たなくなる恐れがある。

地域コミュニティの再生及び地域活性化のため、移住・定住の促進や地域おこし協力隊の活動により、地域と多様に関わる人たちを増やす取り組みを進め、地域の内と外が様々な形で関わりを持ち続けることにより、地域内外の人材が地域づくりの担い手となることができる環境を構築する必要がある。

加えて、行政と地域の間にとって様々な活動のパイプ役となる中間支援組織やNPOの活動を支援が求められている。

また、農林水産業、製造業、サービス産業に従事する人材が不足している現状があることから、地域産業の担い手を確保するための取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 移住・定住者の住環境を整備するため、住宅団地の造成を進める。
- ② 公営住宅の整備及び長寿命化を促進する。
- ③ 空き家バンクの登録物件を増加させ、空き家の有効活用と移住・定住者の住環境整備を並行して進める。
- ④ 住宅取得やリフォーム経費に対する補助を継続し、移住を促進するとともに、町民の定住を促進する。
- ⑤ 保育料の無償化、こども医療費の無料化、高校生の通学費助成を継続し、子育て世代の負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。
- ⑥ 奨学金返還支援やふるさと就職支援商品券交付事業などを進め、Uターン者の増加及び町民の定住を促進する
- ⑦ 移住希望者に対する情報発信、移住前、移住後の支援などトータルなサポート体制を構築する。

イ 地域間交流

- ① 地域おこし協力隊の任用を継続するとともに、大学等との連携を進め関係人口を増加させる取り組みを進める。
- ② 出雲崎町ならではの自然、農業、漁業、歴史、文化を周知するとともに、これらの地域資源を一体的に体験することができる体制づくりを進める。
- ③ 姉妹都市との交流をはじめ、町にゆかりのある偉人と関連する市町村との交流・連携を図る。

ウ 人材育成

- ① 地域おこし協力隊の活動により、地域と多様に関わる人たちの増やす取り組みを進め、地域内外の人材が地域づくりの担い手となることのできる環境を構築する。
- ② NPO の活動支援や行政と地域の間にとって様々な活動のパイプ役となる中間支援組織の設立に向けた体制整備に取り組む
- ③ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用を検討し、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等と呼び込み地域産業の担い手を確保するとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	住宅団地造成	町	
		町営住宅整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	移住定住促進支援事業 内容：移住希望者に対する情報発信、移住前、移住後の支援などトータルなサポート体制を構築する。 必要性・効果：町が実施する移住、定住への取り組みを幅広く周知するとともに、出雲崎町ならではの魅力を情報発信し、移住前、移住後のサポート体制を充実させることにより、移住・定住の促進、人材の育成を図ることができる。	町	

	ふるさと就職支援商品券交付事業 内容：町内に就職した新規学卒者及び条件を満たしたＵターン者の通勤及び日常生活を支援するため、町内で使える商品券を交付する。 必要性・効果：人口減少対策として定住人口を維持する必要がある、地元への就職を促すことで、他市町村への転出を防ぐことができ、また、他市町村からの転入も期待できる。	町	
	奨学金返還支援事業（再掲） 内容：奨学金の貸与を受け卒業した者が出雲崎町に居住し、かつ、地元で就職した場合において、奨学金返還支援事業助成金を交付する。 必要性・効果：町の次世代を担う若者の経済的安定と人材育成及び定住促進が図られる。	町	
	高校生通学費助成事業 内容：高等学校に通学する生徒の通学定期券購入費等を一部助成する。 必要性・効果：保護者の経済的負担軽減と移住、定住促進を図ることができる。	町	
	新生活スーパー住まい取得支援事・リフォーム支援事業 内容：定住のために住宅を購入・新築する若者世帯、ＵＩターン者に対し、購入・新築に要する費用及びリフォーム費用の一部を補助する。	町	

		必要性・効果：人口減少対策として定住人口を維持する必要がある、現在町内に住む若者に住宅取得及びリフォームの支援を行うことで、他市町村への転出を防ぐことができ、また、他市町村からの転入も期待できる。		
		新定住支援金支給事業 内容：特定の町営住宅に入居する転入世帯が町内で住宅を取得し、定住する場合に支援金を支給する。 必要性・効果：人口減少対策として定住人口を維持する必要がある、町営住宅入居者が町内で住宅を取得しやすい環境を整備することで、他市町村への転出を防ぐことができる。	町	
		新生活支援金支給事業 内容：町が販売する住宅用地を取得した転入世帯に支援金を支給する。 必要性・効果：人口減少対策として定住人口を維持する必要がある、住宅用地の販売促進により、これらの維持・改善を図ることができる。	町	
		集落活性化支援事業 内容：集落活性化に対する支援。 必要性・効果：地域と多様に関わる人たちを増やす取り組みを進め、地域内外の人材が地域づくりの担い手となることができる。	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、中山間地の狭小な耕地での水稻が主体となっている。総農家数・農家人口の推移は表-15 のとおりであり、令和2年の農林業センサスによると総農家数は239戸、販売農家数は162戸となっており、販売農家数に占める副業的農家数は約7割となっている。

主業農家を中心に農地の集約が進んでいるが、農業従事者の高齢化及び担い手の減少により、離農する農家が増えている。

離農や担い手の減少により、耕作放棄地の発生や農地周辺の林地の管理ができなくなり、イノシシ等の有害鳥獣による水稻被害が発生するなど、農業を取り巻く現状は厳しいものがある。

表-15 総農家数・農家人口等の推移（農林業センサス）

区 分	総農家数 (戸)	販売農家数 (戸)	農 業 者			農家人口 (人)
			主業農家 (専業農家) (戸)	準主業農家 (第1種兼業農家) (戸)	副業的農家 (第2種兼業農家) (戸)	
昭和55年	719	—	33	107	579	3,202
昭和60年	660	—	43	66	551	2,933
平成2年	598	481	34	38	409	2,671
平成7年	524	420	39	176	205	2,363
平成12年	465	359	22	152	185	1,646
平成17年	395	296	28	97	171	1,284
平成22年	344	242	18	90	134	988
平成27年	284	196	21	54	121	739
令和2年	239	162	11	38	113	527

※農家人口の昭和55年から平成7年までは総農家の世帯員数、平成12年以降は販売農家の世帯員数

※昭和55年から昭和60年までは、総農家数の内訳として専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家の戸数、平成2年は、販売農家数の内訳として専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家の戸数、平成7年以降は、販売農家数の内訳として主業農家、準主業農家、副業的農家の戸数

地域の農業を支えるため、関係団体との連携強化及び農業用機械の導入支援やライスセンター等設備の改良支援を行い、共同利用による集団化や低コスト農業の実現に向けた生産基盤の整備を積極的に進めるとともに、農地の流動化を推進し、経営規模の拡大を図り、認定農業者を始めとする中核的な担い手農家の育成及び農事組合法人の設立を促し、経営体を育成することが必要である。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、農業生産活動や地域の共同活動に取り組み、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図り、担い手の育成等を進めているが、これらの取り組みを継続していくことが重要である。

本町の水田の整備状況は、令和元年度末で 62.6%となっており、県平均の 64.1%に比べ整備が遅れている。平成 28 年度から着手している八手地区では、30.7ha のほ場整備と 6.6ha の暗渠整備が本計画期間中に完了予定である。今後は、未整備地区の農業生産基盤整備を行い、農業の振興と農家経営の安定化を目指し、併せて農村地域の活性化を図る必要がある。

またコシヒカリをはじめとする出雲崎で栽培する多くの米は、減農薬、減化学肥料の特別栽培米として認定され、高品質で安心、安全なおいしいお米との自負があるが、知名度が十分でないことから、出雲崎産コシヒカリのブランド米「出雲崎の輝き」とともに PR を進める必要がある。

イ 林業

本町の森林面積は、令和 2 年の農林業センサスによると 3,051ha で、本町の総面積の約 68.8%を占めている。そのうち人工林率は 45.9%に達し、県平均の 24.9%と比較して県下でも有数な人工林地帯で、近隣の長岡市とともに三島林業地の一角を形成している。

また、これまで本町では、林道の整備を計画的に実施してきたが、木材需要の低迷・林業経営費の高騰などから、生産活動は全般にわたって停滞し、間伐・保育等が適正に実施されない森林が増加している。

今後は、近年見直されつつある国産の木材需要や木質バイオマス発電の需要に対応するため、林道の舗装、改良や林業専用道等の整備を継続して進め、森林経営管理制度による計画的な間伐等を行い、まとめて木材を供給する体制づくりを進める。また、森林の持つ土砂流出防止、水源かん養等の多面的機能や公益的機能の維持を図り、併せて特用林産物の生産を促進し、林業の活性化を図っていく必要がある。

ウ 水産業

本町の水産業は、県内の中核漁業基地である出雲崎漁港において、佐渡海峡を主漁場とした沿岸漁業が営まれている。漁獲量・漁獲高は表-16 のとおりとなっており、近年は漁業生産量の減少や魚価の低迷、漁業従事者の高齢化と後継者不足の間

題も抱えている。

このため、生産活動の拠点である漁港の整備・充実を進めるとともに、漁村集落の持続的発展を図るため、後継者の確保に努めながら資源管理型漁業及び栽培漁業を進め、水産物の安定供給に努めていく必要がある。

さらに、競りで値段のつかない低価格魚の利活用方法を検討し、販路を開拓することで漁業所得の向上を図る。

表－16 漁獲量・漁獲高の推移（新潟漁業協同組合出雲崎支所）

年次	経営体数	漁獲量(t)				漁獲高(万円)
			魚類(t)	貝類(t)	その他(t)	
平成 27 年	33	331	245	35	51	20,323
平成 28 年	33	314	220	32	62	18,561
平成 29 年	32	245	163	26	56	17,017
平成 30 年	29	222	162	21	39	15,253
令和元年	27	264	200	21	43	15,312
令和 2 年	27	210	149	17	44	12,007

(柏崎市西山町石地を含めた新潟漁業協同組合出雲崎支所全体の数値)

エ 商工業

本町の商業は、大部分が小規模経営で商業集積度も低く、経営者の高齢化、後継者不足の問題を抱え、商業を取り巻く急速な変化に対応しきれない面もあり、伸び悩んでいる状況である。このため、地域の特性を踏まえた地域密着型経営を目指し、「にぎわいの場」を創出していく必要がある。

また、中小企業及び小規模企業の安定的な事業運営や事業の持続的な発展を図るため、町、中小企業・小規模企業者、商工会、金融機関が相互に連携を図りながら地域経済の活性化や町民生活の向上の促進が求められる。

工業に関しては、本町はこれまで、大門地区農村工業団地の造成や工業用地取得資金の助成、地域総合整備資金（無利子融資）貸付制度、さらに就業者に対して就職促進奨励金の交付など一連の企業誘致施策を行ってきた結果、新規企業の立地もあったが、近年は新たな企業の進出は見られない。

企業誘致については、隣接する長岡市や柏崎市への通勤圏の拡大等を踏まえて広域的に進めていくとともに、過疎地域における税制促進措置も活用してサテライトオフィスやコワーキングスペースの開設支援等について検討を進める必要がある。

オ 地場産業

地場産業として、本町で製造されている紙風船は、全国生産量が日本一であり、本町の代表的な伝統工芸品となっている。

また、乳製品製造業は他の大手メーカーと経営形態を異にし、昭和 39 年に隣接町村の酪農家と農事組合法人（現在は株式会社化）を組織し、生産－加工－販売の一貫体制を整え、「良寛牛乳」のブランドで多角経営を行っている。

この他、釜谷梅・味噌・車麴・海産物の加工品などの特産品も作られている。

このような地域の資源を活用し、家内的・伝統的技術から作られた地域独自の食品・民芸品は、個性ある地域づくりを進めるために今後とも保護育成していく必要がある。

また特産品についても、今後さらに品質の向上や消費者のニーズに対応しながら、観光施設である道の駅「天領の里」を通じて都市部への販路拡大を図り、観光との連携も強化しながら育成していくとともに、ふるさと納税の返礼品の充実を図る必要がある。

カ 観光

本町は、日本海や良寛生誕の地などに代表されるように、自然的・歴史的・文化的資源に恵まれており、中越地区の観光の拠点である。また、高速交通体系をはじめとする道路交通網の整備により、コロナ禍終息後は、観光客の増加が見込まれる。

近年の観光は、多様化の時代に伴い、より個人化・小グループ化の傾向にあり、大量生産、大量消費から、ここだけ、今だけ、あるだけのその土地ならではの体験や人との出会いを求められるようになっている。

本町ではこれまで、越後出雲崎天領の里をはじめとした観光施設を計画的に整備してきたが、引き続きニーズに合った観光施設の改修及び整備を進めるとともに、観光客がまた訪れたくなるように町民一人一人が「あたたかく迎える心」と「もてなす心」をかん養するなどソフト面での充実を図る必要がある。

また、観光ガイドによるきめ細かな街並み散策や新しい体験型イベントなどを創造しながらより多くの誘客に努め、訪れた人々に感動とやすらぎを与えることのできる諸施策を推進し、今後は、妻入りの街並みへの誘客を図るため、街並みの既存施設を有効に活用した観光ガイドコースを構築し、交流人口の増加を図っていく。さらには、近隣市町村の観光資源との連携を強化し、広域観光を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ① ほ場整備及び農業用施設等の生産基盤の整備を進め、農地の集約化を促進し、作業効率の向上を図る。
- ② 育苗施設、ライスセンター、低温農業倉庫、堆肥センターの有効利用を進め、米の高付加価値の推進を図る。
- ③ 高品質米の確保と作業能率の向上のため、関係団体への機械・設備の導入・改良支援を行う。
- ④ 担い手となる農家や農事組合法人の設立、育成に努め、農地の集積による経営規模の拡大に努める。
- ⑤ 栽培コスト低減、作業効率化のため、農業者に対して機械や施設の共同利用を推進する。
- ⑥ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図り、担い手の育成等を進めるため、日本型直接支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）に取り組む。
- ⑦ イノシシによる水稻への被害を防止するため、電気柵の設置等の被害防止対策に加え、有害鳥獣対策の担い手の確保と育成を支援する。
- ⑧ 非主食用米や麦、高収益作物の作付けについて必要な支援を行い、地域の実情にあった水田の収益力強化を図る。
- ⑨ 出雲崎産コシヒカリのブランド米「出雲崎の輝き」を含めた出雲崎産米について、様々な媒体を活用してPRする。

イ 林業

- ① 森林資源の積極的な活用を推進するため、林道等の整備を行い、間伐などの施業等を計画し、資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給する体制づくりを推進するとともに、特用林産物の生産拡大を図る。

ウ 水産業

- ① 関係機関とともに、試験養殖等の事業を実施し、漁業資源の確保に努める。
- ② セリの見学、体験など観光との連携を図る。

エ 商工業

- ① 商業団体の育成、強化に努める。
- ② 消費者ニーズに対応した魅力ある商店街の実現に向けて、その整備充実に努める。
- ③ 商業の将来像を明確にするために、商業診断調査等を行い、商業の振興計画

等の策定を促進する。

- ④ 企業の経営向上や改善、新事業への支援のほか、新規創業支援も積極的に促進する。
- ⑤ 町の資源及び特性を活かした新たな特産品の開発、製造又は加工に対する支援及び特産品の品質・デザイン等の向上を図り、市場性の高い商品を育てる。
- ⑥ 観光との連携を強化し、地元ブランドのイメージアップを図る。
- ⑦ オーナー制度を導入し、特産品・農林水産物などの販路拡大、就労・雇用の活性化、交流人口の拡大を図る。
- ⑧ 企業誘致は、隣接市への通勤圏の拡大等を踏まえて広域的に進める。
- ⑨ U I ターンを促進し、地元企業への就業を促進する。
- ⑩ サテライトオフィスやコワーキングスペースの開設支援等を促進する。

オ 地場産業

- ① 特産品の品質・デザイン等の向上を図り、市場性の高い商品を育てる。
- ② 観光との連携を強化し、地元ブランドのイメージアップを図る。
- ③ オーナー制度を導入し、特産品・農林水産物などの販路拡大、就労・雇用の活性化、交流人口の拡大を図る。
- ④ ふるさと納税の返礼品の充実を図り、魅力ある地場産品を育てる。

カ 観光

- ① テーマ別に観光資源を整備し、近隣市町村とのネットワーク化を図り、広域観光ルートの整備を図る。
- ② わかりやすい観光案内看板の設置やロードマップの作成等を広域的に整備する。
- ③ 地域資源の掘り起こしや観光ガイド育成講習会等の開催などソフト事業の充実を図る。
- ④ 歴史遺産などを生かした観光まちづくりを進め、県内外からの交流・観光客の誘致拡大を図る。
- ⑤ 観光施設の再整備を行い、魅力ある観光地づくりに取り組む。
- ⑥ 近隣市町村と連携して、歴史資源を生かした観光振興を図る。
- ⑦ 妻入りの街並みへの周遊を促進するため、観光ガイドコースを構築し、コースに沿った休憩スペース等必要な施設を整備する。
- ⑧ 文化・スポーツふれあいの広場等の周辺エリアをウォーキング・ランニングコースや子どもから高齢者まで楽しめる公園等のレクリエーション施設として整備する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営中山間地域総合整備事業(八手地区)	県	
	(3) 経営近代化 施設 農業	ライスセンター等共同利用設備整備改修事業	町	
		農業用機械・施設整備事業 (コンバイン等農業機械整備)	町	
	(5) 企業誘致	サテライトオフィス・コワーキング スペース開設支援事業	町	
	(9) 観光又はレ クリエーション	良寛と夕日の丘公園整備事業	町	
		天領の里イベント広場整備事業	町	
		夕風の橋改修事業	町	
		文化・スポーツふれあいの広場公 園整備事業	町	

(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 観光	出雲崎美食めぐり実行委員会負担 金事業 内容：食（地魚料理など）と街並 を融合させ、出雲崎の知名度向上 を図る誘客イベントを開催するた めに町が負担金を支出する。 必要性・効果：地元の豊かな食材 を使用した各店自慢の料理を堪能 することができ、参加者が店舗に 再訪し交流人口増加が見込めると ともに、集客力の向上及び地元産業 の活性化が図られる。	町	
	出雲崎ストリートジャズ開催費補 助金 内容：街中で演奏するジャズを通 じて、街並みの PR、住民と観客の 交流を図り、出雲崎の知名度の向 上を図るイベントを開催するため に町が補助金を支出する。 必要性・効果：これまで自然や歴 史を活用して観光行政を実践して きたが、今後も観光大使など新し いイベントを創造しながら、本町 を全国発信する。	町	
	オーナー制度を活用した交流 内容：町の特産品や農林水産物に オーナー制度を導入し、収穫体験 等を実施する経費を町が負担す る。 必要性・効果：オーナー制度の導 入により、町の特産品等のピーア ールにつながり、販路拡大、就労 雇用の活性化、交流人口の拡大が 図られる。	町	

		食の伝承支援事業 内容：町の食文化（えごねり、塩辛作り、干物作り等）の後継者を育成する経費を町が負担する。 必要性・効果：本町が誇る食文化を体験型観光メニューとして整備するとともに、他地域の方々との交流・連携を図りながら将来の出雲崎を担う人材育成を促進することで、昔から受け継がれる食文化を伝承する。	町	
		観光ガイド支援事業 内容：町の地域資源、歴史遺産等を組み合わせた観光ガイドコースの構築及び観光ガイドを育成する団体に対し町が補助金を交付する。 必要性・効果：本町が誇る地域資源や歴史遺産等を観光ガイドコースとして整備するとともに、出雲崎の歴史を語り継ぐ人材育成を促進することで、地域資源や歴史遺産の活用及び保存に繋がる。	町	
		出雲崎町宿泊施設環境整備促進補助事業 内容：宿泊施設が行う多言語対応、WI-FI 整備、キャッシュレス化整備など、宿泊施設における受入環境の整備を行う者に対して補助金を交付する。 必要性・効果：外国人旅行者をはじめとする旅行者のニーズに応え、受入環境の強化を図ることで、顧客満足度及び利便性が向上し、観光交流人口の増加に繋が	町	

		る。		
	その他	出雲崎町ふるさと逸品開発等補助事業 内容：町の資源及び特性を活かした新たな特産品の開発、製造又は加工を行う者に対して補助金を交付する。 必要性・効果：新たに挑戦しようとする中小企業及び小規模事業者の支援を行うことで、町の資源及び特性を活かした新たな特産品の開発等が行われ、産業の振興に繋がる。	町	
		ふるさと納税返礼品充実事業 内容：地場産品であるふるさと納税の返礼品を充実させる。 必要性・効果：地場産品を全国にPRすることができるふるさと納税を活用し、魅力ある返礼品を充実させ、地場産業の振興を図ることができる。	町	
	(11) その他	中山間地域等直接支払交付金事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
出雲崎町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記 (2) ～ (3) のとおり

（５）公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

携帯電話については、本町は、地区全体で通信不能となる不感地区はないものの、地区の一部で電波状況が十分でないエリアがあることから、今後も事業者へ電波状況の改善について要請していく必要がある。

情報ネットワーク環境については、光ファイバーによる高速通信が全域で利用できる環境にある。

国においては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針により、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～を目指すこととしている。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要となっている。

そのよう中、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。

またデジタル化に伴い、高齢者等が取り残されることのない対策を進めていく必要がある。

(2) その対策

- ① 町公式ホームページに加えて、Facebook、Twitter などの SNS を活用して、効果的な情報発信に努める。
- ② 携帯電話の電波状況が一部エリアで十分でない状況があることから、事業者へ電波状況の改善について要請する。
- ③ デジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及、促進に努める。
- ④ 令和 7 年度までに基幹系システムの標準化・共通化を図り、セキュリティ対策及びコストの低減を進める。
- ⑤ 令和 4 年度までに行政手続のオンライン化を進めるとともに、地域社会のデジタル化を推進し、誰もがデジタル化のメリットを受けることができる環境づくりを進める。
- ⑥ 基幹系システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化による業務の見直し、改善を契機に、AI や RPA を導入・活用し、業務の改善を図るとともに、テレワークを推進し、多様な働き方の実現に向け取り組む。
- ⑦ セキュリティ対策を進め、特定個人情報を適正に管理して、情報インシデントの発生を防ぐ取り組みを進める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 情報化 デジタル技術活 用	行政事務効率化事業 内容: AI や RPA を導入・活用し、 テレワークを推進する。また行 政手続きのオンライン化、行政 事務の電子化を進める。 必要性・効果: 事務の複雑化等 に伴う事務量の増加に伴い、業 務の効率化、住民の利便性の向 上を図ることができる。	町	
		デジタル活用支援事業 内容: 地域の課題を解決するデ ジタル化技術の導入及び誰もが メリットを受けられる支援の実 施。 必要性・効果: デジタル化技術 の導入は必要不可欠であり、デ ジタル化技術の導入により、担 い手不足の解消や地域の活性化 を図ることができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設の整備

本町の道路網は、内陸部はＪＲ越後線と並行して国道 116 号が、海岸部は国道 352 号・402 号がいずれも町内を縦断して柏崎市と新潟市を結んでいる。

また、海岸部から内陸部に向かって国道 352 号が長岡市に通じ、さらに関東圏に至る動脈的道路となっている。

国道 352 号は、石井町から米田間は急勾配で狭隘な未改良区間で、現在拡幅工事が進められている。また川西橋や国道 116 号との交差点付近の幅員が狭く通行を阻害する要因が連続するため、抜本的な見直しを図っていく必要がある。

町道の整備は、主要幹線の２次改良や観光、産業振興に寄与する道路整備を積極的に進めつつ、住民生活の支障となっている狭隘道路の解消にも努めていく。また冬期間の道路交通確保においては、機動力強化のため老朽化した除雪車の更新や増強を図っていかなければならない。

町道等の橋りょうやトンネルは、建設から数十年以上が経過しており、老朽化による長寿命化対策に取り組む必要がある。

また、近年多発しているゲリラ豪雨とともに、土地開発による緑地の減少や休耕田による自然貯水能力の低下により住宅地や低地への浸水被害が多くなっているため、安全な排水環境の整備を進める必要がある。

表－17 道路の整備状況（国土交通省、与板維持管理事務所、建設課）（単位：km、％）

区分	実延長	改良済延長	舗装済延長	改良率	舗装率
国 道	23.7	23.7	23.7	100	100
県 道	15.0	15.0	15.0	100	100
計	38.7	38.7	38.7	100	100
1 級町道	27.1	26.2	26.7	96.6	98.2
2 級町道	17.4	17.0	17.4	97.3	99.8
その他町道	76.9	57.0	63.9	74.1	83.1
計	121.4	100.2	108.0	82.5	88.9

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

農道・林道については、生産基盤を充実し産業の振興を図るために引き続き整備が必要である。

イ 交通手段の確保

鉄道・バスについては、少子化や人口減少に伴い利用者は年々減少しており、運行回数も少なくなりつつある状況である。4路線ある路線バスは、出雲崎―長岡線を除く路線については、町が運行費の一部を補助し、運行を支援している。

鉄道・バスとも、高齢者等の運転免許証がない者にとって重要な公共交通手段であることから、今後も充実した輸送体系の確立を支援していく必要がある。

令和元年度から鉄道、バスの公共交通機関に加えてドアツードアのデマンド交通「てまりん」を運行し、住民の移動手段を確保し、地域公共交通の充実を図っている。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

- ① 国道 352 号石井町～米田間の事業促進を国・県に強く働き掛けていく。
- ② 町道は、日常生活に直結しているため、公共交通機関の希薄な地域においては車が重要な移動手段となることから、生活に密着した道路整備を計画的に実施する。
- ③ 冬期間の道路確保のため、除雪機械の配備・更新及び維持管理のための除雪車格納庫の整備を図っていく。
- ④ 橋りょう、トンネルともに定期的な点検により劣化損傷を事前に把握することで、予防保全的な維持管理を行い、施設の長寿命化、維持管理費の縮減を図る。
- ⑤ 豪雨による住宅等への浸水被害を防止するため、住宅地域や低地の排水路整備を行う。
- ⑥ 林道の改良、舗装を実施し森林資源の積極的な活用を推進する。

イ 交通手段の確保

- ① 鉄道やバスの充実した輸送体系を確保するため、運行の維持を要請するとともに、住民が利用しやすい運行体制の確立を働きかける。
- ② ドアツードアのデマンド交通「てまりん」を運行し、住民の移動手段を確保し、地域公共交通の充実を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道小木常楽寺線道路改良事業	町	
		町道小木相田線道路改良事業	町	
		町道神条吉川線道路改良事業	町	
		町道神条松本線道路改良事業	町	
		町道太屋線道路改良事業	町	
		町道上中条米田中山線道路改良事業	町	
	橋りょう	橋りょう維持修繕事業	町	
	その他	稲川トンネル維持修繕事業	町	
		雨水対策排水路整備	町	
	(3) 林道	林道船橋田中線改良舗装事業	町	
		林道吉川滝谷線整備事業	町	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械整備事業	町	
		小型除雪車機械整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	橋りょう点検事業 内容：町道、林道、農道の橋りょう点検。 必要性・効果：町道等の橋りょうは、建設後数十年以上が経過し、老朽化している。劣化損傷	町	

	公共交通	を事前に点検することで、予防保全的な維持管理を行い、施設の長寿命化、維持管理費の縮減を図ることができる。		
		トンネル点検事業 内容：町道のトンネル点検。 必要性・効果：町道のトンネルは、建設後数十年以上が経過し、老朽化している。劣化損傷を事前に点検することで、予防保全的な維持管理を行い、施設の長寿命化、維持管理費の縮減を図ることができる。	町	
		デマンド交通運行支援事業 内容：ドアツードアのデマンド交通「てまりん」の運行支援。 必要性・効果：運転免許を持たない高齢者等の住民の移動手段を確保し、地域公共交通の充実を図ることができる。	町	
		路線バス運行費補助事業 内容：路線バスの運行費補助。 必要性・効果：バスの充実した輸送体系を確保するため、運行の維持を支援するとともに、住民が利用しやすい運行体制の確立し、地域公共交通の充実を図ることができる。	町	
	(10) その他	除雪車格納庫整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町の水道は、昭和 54 年度に全町給水が行われた。水道の普及率は、令和 2 年度末で 99.5%となっており、水源はすべて地下水を利用している。

今後も、より良質な水源の確保を図りながら、併せて老朽化施設の更新や修繕を行い、安全かつ安定した水道水の供給に努める必要がある。

イ 污水处理施設

本町の污水处理施設は、農業集落排水事業・特定環境保全公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置整備事業により整備され、平成 14 年度末までに完了した。令和 2 年度末の污水处理人口普及率は、99.3%となっている。

今後は、施設の適正な維持管理と施設の延命化及び効率化に努めながら、快適な生活環境の保全形成を進める必要がある。

ウ 廃棄物処理

本町のごみ収集量は、平成 20 年度からのごみ有料化以降減少傾向にあったが、近年は排出量に大きな変動はなく、一般ごみ・資源物とも横ばいで推移している。

ごみの収集は、可燃物・不燃物・粗大ごみのほかに、資源物として生ごみ、缶類（2 種類）、びん、古紙類（3 種類）、プラスチック類（2 種類）、枝葉・草（4 月から 11 月）、危険物の 10 分類に分別し収集している。

平成 28 年度から令和 2 年度までの収集量とリサイクル率は表－18 のとおりである。

表－18 一般廃棄物の収集量に占める資源化の状況（町民課）

（単位：t、%）

年度	可燃・不燃・粗大	資源物（含小中学校の集団収集） （生ごみ、缶類・びん・古紙類・プラスチック等）	リサイクル率
平成 28 年度	496.9	414.7	45.5
平成 29 年度	478.6	395.8	45.3
平成 30 年度	488.1	376.3	43.5
令和元年度	498.7	361.4	42.0
令和 2 年度	507.4	340.8	40.2

今後も、本町が廃棄物処理を委託している長岡市の廃棄物処理施設の延命化を図るため、ごみの再資源化を促進する必要がある。

エ 斎場の整備

本町の斎場事業は長岡市に委託している。長岡市では与板無憂苑斎場の老朽化に伴い、新たに長岡市北部斎場の整備を進めており、引き続き長岡市と連携し町民の生活にとって必要不可欠な斎場の整備を推進する。

オ 消防・救急体制の整備

本町の常備消防は、柏崎市に業務委託し、本町には分遣所が設置されている。

町消防団組織は、4分団 11 部制で編成され、常備消防との連携のもとに消防・防災活動に従事している。しかし、消防団員については、近年の社会情勢と就業形態等の変化により、団員不足が顕著になってきており現在団の再編が進められている。引き続き消防団に対する町民のイメージや消防団員に対する待遇の改善により消防団員の確保を図る必要がある。

消防団装備・施設及び防火水槽等消防水利の整備については、計画的に進めており、機動力及び災害対応力の向上を図っている。

また、近年多様化する災害において、犠牲者をゼロにするためには、防災関係者のみならず、町民一人ひとりの防災意識の高揚と防災知識の啓発を図っていく必要がある。

カ その他

本町には、貴重な文化遺産である妻入りの街並みが、海岸地区 4 km にわたり残されている。現在、「妻入りの街並景観推進協議会」が中心となって保存活動を展開している。町も国の交付金事業である「海岸地区街なみ環境整備事業」により、景観に配慮した社会資本整備を進めながら、今後も妻入りの街並みの保全と修復をしていかなければならない。

(2) その対策

ア 水道

- ① 老朽配水管の布設替えや配水池の改修等、水道施設の整備を進める。
- ② 良質な水資源の確保のため、新規井戸水源の整備に努める。

イ 污水处理施設

- ① 快適な生活環境の保全のため、下水道施設の適正な維持管理及び整備を進める。
- ② 施設のストックマネジメント計画により維持管理費の縮減・平準化に努める。
- ③ 農業集落排水事業の維持管理コストを削減するため、農業集落排水施設の統合を進める。

ウ ごみ処理

- ① 廃棄物処理施設の延命化と廃棄物の減量や処理経費の抑制のため、長岡市と連携を図り、再資源化を推進する。

エ 斎場の整備

- ① 長岡市が整備する長岡市北部斎場の整備費用を負担し、長岡市と連携を図り町民の生活にとって必要不可欠な斎場の整備を推進する。

オ 消防・救急体制の整備

- ① 消防団の装備・機動力の強化とイメージ・待遇の改善を図る。
 ② 防火水槽等消防水利の整備を図る。
 ③ 消防団組織体制の再編を進める。
 ④ 防災意識の高揚及び防災教育の徹底を図り、自主防災組織の育成や避難行動要支援者の支援対策に取り組む。

カ その他

- ① 全国的にも貴重な「妻入りの街並」の景観保全を図りながら、社会資本整備を進めていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	川西地区浄水場更新事業	町	
		常楽寺配水池槽内配管更新事業	町	
		川西地区配水連絡管布設事業	町	
		尼瀬地区配水管布設替事業	町	
		やまや団地第2期配水管布設事業	町	
		神条地区配水管布設替事業	町	
		小木地区配水管布設替事業	町	

		吉川地区配水管布設替事業	町	
		沢田地区配水管布設替事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	久田浄化センターストックマネジメント対策事業	町	
	農村集落排水施設	管路施設ストックマネジメント対策事業	町	
		出雲崎地区機能強化対策事業	町	
		やまや団地第2期排水管布設事業	町	
		農排監視・警報システム更新事業	町	
	(4) 火葬場	斎場整備事業負担金	長岡市	
	(5) 消防施設	防火水槽消火栓整備事業	町	
		消防団詰所整備事業	町	
		消防ポンプ自動車整備事業	町	
	(6) 公営住宅	町営住宅整備事業（再掲）	町	
	(8) その他	海岸地区街なみ環境整備	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の保健及び福祉

本町における高齢化率は全国平均を大きく上回っており、令和7年には団塊の世代が75歳以上となることから、要介護高齢者や認知症高齢者など介護を必要とする人の増加及び高齢者独居世帯や高齢者のみで暮らす世帯の増加により高齢者を取り巻く環境が一層変化すると予測される。

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、高齢者本人が心身ともに健康であることと、声掛けや見守りなどで互いに支え合う地域づくりが重要である。また、介護を必要とする高齢者の在宅生活においては、持続可能な介護保険事業運営のもと、提供される介護サービスの質の向上を図るとともに、高齢者や介護する家族の精神的・経済的負担を軽減するための高齢者福祉事業を充実する必要がある。

このため、令和3年3月に策定した「出雲崎町高齢者保健福祉計画・出雲崎町第8期介護保険事業計画」では、「高齢者の生きがいくくりや社会参加の促進」「医療と介護予防の一体的な実施」「地域包括ケアシステムの深化」「認知症支援施策」等を重点課題として施策を推進することとしている。

高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センターを本町の中核機関として、今後は、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化し、すべて地域住民が出雲崎町で暮らしていくための地域共生社会の実現へ発展させていくため、住民・関係機関・町が一体となって取り組んでいく必要がある。

イ 児童福祉

本町には、民間経営による保育施設が2か所あり、園児の定員が120人に対し、97人の保育を実施している。(令和3年4月1日現在)

若者が定着し、安心して子どもを産み、仕事と育児が両立できるような環境をつくるために、保育内容の充実と合わせて、児童の通園の安全確保を図っていかねければならない。

さらに、家庭と地域が一体となり、将来を担う創造性豊かな子どもたちを育てていく環境の整備に努める必要がある。

出雲崎「子は宝」多世代交流館の大きな役割である、妊娠期から子育て期までの切れ目のないトータルサポートときめ細かい支援、成長段階に合わせた、子育て支援施策を積極的に展開していかねばならない。

そのための拠点として、利用者のニーズや多世代が子育てに関わる仕組みづくりを推進するために、施設の機能を充実強化していく必要がある。

ウ 障害者福祉

本町の障害者計画では、「障害者の自己決定と自己選択を尊重しつつ、自立を社会参加の実現を図っていくこと」を目標に、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりが求められている。その実現に向けて「啓発・交流の促進」、「雇用・就労の支援」、「生活支援体制の充実」等を課題として施策の展開を図る必要がある。

啓発・交流の促進については、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合う地域づくりを目指し、啓発活動を充実し、住民の理解が得られるよう推進する。

雇用・就労の支援については、関係機関との連携を図り、一般就労の促進を図るとともに、就労継続支援事業において生産活動の機会を提供し、福祉的就労の充実に努める必要がある。

生活支援体制では、障がい者（児）やその家族の日常的な不安の解消を図っていくかなければならない。

エ 未婚化・晩婚化

平成 27 年国勢調査によると、本町の未婚率は 22.8%であり、近年増加傾向となっている。一方で、国立社会保障・人口問題研究所が平成 27 年に実施した第 15 回出生動向基本調査によると、いずれは結婚しようとする未婚者の割合はおよそ 9 割であることから、結婚を望む人の希望をかなえる施策が必要である。

（２） その対策

ア 高齢者の保健及び福祉

- ① 住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化し、すべて地域住民が出雲崎町で暮らしていくため住民・関係機関・町が一体となって取り組む。
- ② 町内有償ボランティアや近隣のシルバー人材センター機能を活用しながら、高齢者の生きがいや就労の支援を行う。
- ③ 保健衛生意識の高揚を図るとともに、各種検診の強化充実に努め、受診率の向上を図る。
- ④ 高齢者世帯の安全を守り、社会参加を進めるために外出機会の増加を支援し、高齢者を支える家庭の経済的負担の軽減を図る。
- ⑤ 高齢者が自立した生活、身体的な力の向上を図るため運動習慣の定着や交流の場を提供する。

イ 児童福祉

- ① 延長保育や一時預かりの拡大による保育サービスの整備や、通園バスの運行

により、児童の安全を確保する。

- ② 国の3～5歳児と併せ、町の0～2歳児の保育料の完全無償化や乳児への紙おむつ等の支給、妊産婦等への祝金の支給を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
- ③ 学校の余裕教室等の利用により、放課後の安全・安心な居場所を確保し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な運用を確保する。
- ④ 子育て親子の交流の場、子育て等の悩みや不安の相談の場として、子育て支援拠点施設の充実を図る。

ウ 障がい者（児）福祉

- ① 住民の障がいに対する理解を深めるとともに、啓発活動の充実を図る。
- ② 日中活動や福祉的就労の場を充実させ、障がい者が生きがいを持って生活できる環境を整備する。
- ③ 障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できるように相談支援の充実を図る。

エ 未婚化・晩婚化

- ① 男女の出会いの場の創出や成婚に向けての支援を行うとともに、結婚に関する啓発支援を行う。

（３） 事業計画（令和３年度～令和７年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	地域コミュニティセンター事業 内容:家に閉じこもりがちな高齢者の交流の場として健康チェック・生活指導等のサービスを提供するとともに、住民主体を基本にサロンの開設・運営の相談、運動機能向上等の指導や助言を行う。 必要性・効果: 高齢者の交流の場が確保されることにより、孤立感の解消、健康への関心を保つことができる。	町	

		高齢者パワーアップ事業 内容：運動指導士のもと、運動ができる場を提供する。 必要性・効果：運動習慣を定着させ、筋力を強化することにより、介護予防の普及と啓発を図ることができる。	町	
		紙おむつ等支給事業 内容：寝たきり又は認知症の高齢者で、家庭において常時紙おむつ等を使用している方に紙おむつ等を給付。 必要性・効果：寝たきりの高齢者等に清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護に当たる家族の身体的及び経済的負担等を軽減することができる。	町	
		緊急通報体制等整備事業 内容：ひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報装置を貸与。 必要性・効果：高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができる。	町	
		福祉タクシー・バス利用料金助成事業 内容：高齢者及び障害者にタクシー・バス利用券を交付。 必要性・効果：外出機会の増加、社会参加の促進と健康の増進を図ることができる。	町	
		障害者相談支援事業 内容：障害者（児）やその家族の日常生活等に係る相談業務を社会福祉法人等へ委託。	町	

児童福祉		必要性・効果：障害者及びその家族が身近な地域で福祉に関する相談が可能となり、スムーズに福祉サービスを利用することができる。		
		寝たきり老人等介護手当支給事業 内容：在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者を介護する者に対し、介護手当を支給する。 必要性・効果：介護者の負担を軽減し、その家族の福祉増進を図ることができる。	町	
		幸せを運ぶコウノトリ祝金事業 内容：妊産婦等に対し、出産にかかる準備金及び祝金を支給する。 必要性・効果：安心して子どもを産み育てられる環境を整備できるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができる。	町	
		乳児おむつ等支給事業 内容：乳児を育児している保護者に対し、おむつ・粉ミルク等を支給する。 必要性・効果：清潔で心地よい生活の確保と、育児に当たる保護者の経済的負担等の軽減を図ることができる。	町	
		保育所通園バス運行費補助事業 内容：私立保育施設の通園バスの運行に要する経費のうち、車輛購入費、車輛維持費、燃料費、運転手賃金等を補助する。 必要性・効果：山間部の児童が保育所に通い易い環境整備事業として重要であり、併せて児童の通園の安全確保と保護者の通園にかかる費用の軽減を図ることができる。	町	

		保育料無償化事業 内容：国の政策による３歳児から５歳児までと併せ、町の０歳児から２歳児の保育料を完全無償化する。 必要性・効果：保護者の経済的負担軽減と安心して子どもを産み育てる環境づくりを整備することで、移住、定住の促進を図ることができる。	町	
	(9) その他	婚活支援事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

健康は町民共通の願いであり、すべての人に対して医療の充実を確保するためには、生涯を通じて一貫した医療サービスを供給する体制を確立することが必要である。本町の医療施設の状況は表－19のとおりで、いずれも個人経営によるものであるが、病床数はゼロとなっている。

表－19 医療施設の状況

(令和3年4月1日現在)

一般診療所			歯科診療所	
施設数	病床数	医師数	施設数	医師数
4	0	2	1	1

本町の二次医療圏は中越圏域に属しており、圏域内における医療資源は比較的確保されている。

また、休日・夜間の急患医療については、長岡地域定住自立圏の連携事業として、長岡休日・夜間急患診療所及び長岡市中越こども急患センターで対応しているが、さらに充実した体制の整備及び十分な高度専門医療を推進する基盤整備のため、定住自立圏の構成市町とともに意見交換を行っている。

安心して在宅での療養が受けられるよう、「かかりつけ医」の必要性に対する普及啓発を行い、かかりつけ医と関係機関が連携することが必要である。

(2) その対策

- ① 子どもや妊産婦等に対する医療費助成を推進する。
- ② 長岡地域定住自立圏において、十分な高度専門医療及び緊急医療の推進のための基盤や仕組みの整備を進める。
- ③ かかりつけ医と関係機関との連携体制を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(4) その他	ひとり親家庭等医療費助成	町	
		重度心身障害者医療費助成	町	
		子どもの医療費助成	町	
		不妊治療費助成	町	
		妊産婦医療費助成	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

昭和 49 年度に出雲崎中学校の統合、平成 12 年度には出雲崎小学校の統合が行われ、本町には現在小学校 1 校、中学校 1 校があり、児童・生徒数の推移は表－20 のとおりである。さらに、平成 14 年度に単位制となり、単位制ならではの特色を活かした学校生活を送ることができる県立出雲崎高等学校がある。

本町は、県立出雲崎高等学校が唯一の高等学校であり、中学校卒業後の多くの生徒が近隣の市へ通学しており、通学費の負担が大きくなっている。また、これに加えて大学等への進学も増加しており、保護者の経済的負担は大きくなっている。

近年、全国的にも小学校、中学校の通学時に児童、生徒に対する事件や事故が発生しており、児童、生徒の通学時の安全、安心を確保する必要がある。

GIGA スクール構想が開始され、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、児童、生徒へ 1 人 1 台の学習用端末の配備が完了し、今後は、教職員の ICT 機器を活用した授業づくりの研修機会の確保及び保護者に対し、ICT リテラシーの促進が重要となる。

学校施設を今後も長期に使用するにあたり、定期的な点検により劣化状況を把握し、施設全体の機能、性能の保持回復を図る予防保全が必要である。

表－20 児童・生徒数の推移（教育計画参照）

学校名	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
出雲崎小学校	9	185	9	178	9	158
出雲崎中学校	5	82	5	83	5	93
合 計	14	267	14	261	14	251

学校名	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
出雲崎小学校	9	157	10	155	10	154
出雲崎中学校	5	97	5	96	6	80
合 計	14	254	15	251	16	234

イ 生涯学習

「いつでも、どこでも、だれでも」学習の機会を持ち、意欲的に学べる町を目指し、「第 3 次出雲崎町生涯学習推進計画」を策定し、事業を活動的に取り組んでい

る。

今後もこれらの社会状況の変化や町民ニーズに柔軟に対応すべく、生涯学習社会を実現するよう取組み、かつ平成3年5月に宣言した「生涯スポーツ推進の町」により、今後も町民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

(2) その対策

- ① 学校施設の定期的な点検により劣化状況を把握し、施設全体の機能、性能の保持回復を図る。
- ② 高校生の通学費等に対する補助や奨学金返還支援等を行い、保護者等の経済的負担の軽減に努める。
- ③ スクールバスの運行により、通学時における児童、生徒の安全、安心の確保を図る。
- ④ 学習用端末の活用をスタンダードとし、児童生徒一人ひとりが個別に最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境を構築する。
- ⑤ 住民の学習意欲向上に伴い、生涯学習の理念である「いつでも、どこでも、だれでも」の観点から、生涯学習の推進体制を構築する。
- ⑥ 子ども達が自ら学び考える力と深い教養を身に付け、将来の夢を達成できるよう、公設の学習塾を開設する。
- ⑦ 生涯スポーツ推進を図るためのスポーツの日常化・定着化に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	学校施設整備事業	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	奨学金返還支援事業（再掲） 内容：奨学金の貸与を受け卒業した者が出雲崎町に居住し、かつ、地元で就職した場合において、奨学金返還支援事業助成金を交付する。 必要性・効果：町の次世代を担	町	

	高等学校	う若者の経済的安定と人材育成及び定住促進が図られる。		
		高校生通学費助成事業（再掲） 内容：高等学校に通学する生徒の通学定期券購入費等を一部助成する。 必要性・効果：保護者の経済的負担軽減と移住、定住促進を図ることができる。	町	
	義務教育	スクールバス運行 内容：スクールバスの運行。 必要性・効果：通学時における児童、生徒の安全、安心を確保することができる。	町	
		学習用端末整備事業 内容：学習用端末の更新。 必要性・効果：学習用端末の動作性や操作性を最適な状態にし、児童、生徒の学習環境の向上を図ることができる。	町	
		公設学習塾事業 内容：町内の中学生を対象にした学習塾を町が開設する。 必要性・効果：将来の町を担う人材の育成及び保護者の経済的負担等の軽減を図ることができる。	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、昭和 40 年代に上吉水と上相田の 2 つの集落が集団的に移転した。現在は、世帯数及び人口が減少している集落が多いが、集落の再編は進んでいない。

本町の行政区は、表-21 のとおりである。町が実施した住宅用地の造成・分譲に伴い、平成 5 年度に新しい行政区として川東、平成 8 年度に深町が加わり、平成 13 年度には川西が細分化され、平成 23 年度に「てまり団地」、令和 3 年度に「まつもと団地」が加わり、現在では 65 行政区にわかれている。

人口減少・少子高齢化が進むことにより、集落の活動・維持が困難になる可能性もあることから、集落支援員の活用を検討し行政区が行う自主的・自発的な活動を支援する必要がある。

加えて地域おこし協力隊を活用し、地域と多様に関わる人たちを増やす取り組みを進め、地域の内と外が様々な形で関わりを持ち続けることにより、地域内外の人材が地域づくりの担い手となることのできる体制づくりを進める必要がある。

表-21 行政区別世帯と人口

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

行政区	世帯数	人口	行政区	世帯数	人口	行政区	世帯数	人口
沢 田	45	109	小釜谷	12	29	尼瀬 3 区	23	45
藤 巻	26	79	深 町	34	102	諏訪本町	30	58
神 条	47	150	別ヶ谷	13	41	伊勢町	19	33
吉 川	7	17	桂 沢	6	15	稻荷町	33	84
滝 谷	21	81	吉 水	11	34	岩船町	30	64
柿 木	24	78	立 石	14	35	住吉町	30	68
馬 草	5	17	中 山	10	21	石井町 1 区	11	26
乙 茂	27	66	米 田	28	77	石井町 2 区	22	54
大 寺	28	70	上小竹	13	40	石井町 2 丁目	19	35
久 田	18	43	下小竹	20	52	羽黒町 1 区	23	54
上中条	28	71	上野山	7	21	羽黒町 2 区	12	35
駅 前	33	80	船 橋	38	110	羽黒町 3 区	15	32
大 門	98	257	稲 川	70	187	羽黒町 4 区	14	31
川西 1 区	33	91	田 中	11	27	羽黒町 5 区	21	61
川西 2 区	41	119	市野坪	20	55	鳴滝町 1 区	15	32
川西 3 区	63	142	豊 橋	4	11	鳴滝町 2 区	13	29
川 東	52	132	常楽寺	25	69	木折町 1 区	14	24

てまり団地	60	211	小 木	41	103	木折町2区	18	39
松 本	26	58	相 田	10	30	井鼻1区	13	36
まつもと団地	19	67	勝 見	15	30	井鼻2区	10	20
山 谷	21	68	尼瀬1区	22	37	井鼻3区	12	31
大釜谷	13	30	尼瀬2区	26	41	井鼻4区	12	31

(住民基本台帳、「特養」・「寿多摩院」を除く)

(2) その対策

- ① 町民の意思を尊重しつつ、行政区の見直しを検討していく。
- ② 地域おこし協力隊や大学生などを受け入れる環境づくりを進める。
- ③ 集落支援員の活用を検討する。
- ④ 町民と行政が一体となった地域づくりを進めるサポート体制を推進する。
- ⑤ 地域づくりの担い手となる人材の育成を図る。
- ⑥ 地域の特性を生かした地域づくり事業等に取り組む町の自主的な団体を支援し、地域活性化を図る。
- ⑦ 町内の団体が企画、実施する町民主体の観光イベントを支援し、町民のつながりを強めるとともに、観光交流人口の増加を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	地域おこし協力隊設置事業 内容：地域おこし協力隊を任用 する。 必要性・効果：協力隊を中心と して、地域と多様に関わる人た ちを増やす取り組みを進め、地 域内外の人材が地域づくりの担 い手となり、地域の活性化を図 ることができる。	町	
		集落活性化支援事業（再掲） 内容：集落活性化に対する支援。 必要性・効果：大学生等の町外 の多様な人材と地域に関わる取 り組みを進め、地域内外の人材	町	

		が地域づくりの担い手となる ことができる。		
		地域づくり推進事業補助 内容：特性を活かした地域づく り事業等に取り組む団体に対し て、補助金を交付する。 必要性・効果：地域のつながり の希薄化や地域の担い手の減少 が問題となる中、地域づくりに 取り組む団体を支援し、地域活 性化及び持続的発展を図ること ができる。	町	
		まち魅力発信イベント支援事業 内容：集落活性化に対する支援。 必要性・効果：地域と多様に関 わる人たちを増やす取り組みを 進め、地域内外の人材が地域づ くりの担い手となることのでき る。	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、江戸時代から続く長い歴史と、良寛を生み、松尾芭蕉や十返舎一九に代表される多くの文人墨客がこの地を訪れ、その作品が多数残されているほか、町内各地域には伝統文化や風習などが残されているが、それをはぐくみ育てる気運が少しずつ薄れてきている。

各地域に存在している特色ある文化的遺産や風習を地域で大切に保存し、活用することにより、次世代へ確実に伝承していくことが必要である。

江戸時代から続く妻入りの街並みをはじめとする出雲崎町の北前船関連文化財は令和元年度日本遺産に追加認定された。令和3年5月には、日本遺産構成文化財をはじめとする海運資料を展示した「出雲崎寄港地の町家」を整備し、周辺の観光資源と併せた妻入りの街並みの周遊を活性することにより交流人口の拡大を図ることに重点を置いている。

また、良寛記念館は、本町の貴重な歴史的、文化遺産であり、良寛生誕の地として地域の誇りとするとともに、次世代へも確実に引き継いでいくため、良寛に関する資料の収集、保管及び展示をし、博物館としての機能充実に努めていく必要がある。

これら地域文化のさらなる振興のためには、必要に応じて地域間の連携による相乗効果・費用削減等を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 地域の有識者や専門家の協力を得ながら、文化的遺産や風習を次世代に確実に伝承するために保存・活用を図る。
- ② 町内の文化財の周知と保護の意識の向上を図り、日本遺産等の新たな文化観光資源の保存・活用を図る。
- ③ 妻入りの街並み保全と環境整備に努める。
- ④ 良寛記念館では、良寛記念館応援倶楽部てまりの会と協力し、“良寛生誕の地”である出雲崎の情報発信を図り、町民の郷土に対する認識を深める学術文化の向上を図る。
- ⑤ 地域間連携・交流により地域文化のさらなる振興を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振 興施設等	歴史文化施設整備改修事業 (妻入り家屋等)	町	
		良寛記念館整備改修事業	町	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 地域文化振興	出雲崎歴史文化 PR 事業 内容：町家展示施設等を訪れた 観光客に対し、歴史文化の情報 発信を行う。 必要性・効果：地域住民からな る有償ボランティアらが主体と なり、海岸地区の町家展示施設 等の文化観光資源を PR し、街並 みの周遊を活性することで、交 流人口の拡大を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

12 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現況と問題点

当町は、森林や海等の恵まれた自然環境が生み出す良好な風況や豊富な間伐材等の地域資源を有しており、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域経済の活性化等の効果を生み出す可能性がある。

バイオマス、風力等、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要がある。

導入拡大にあたっては、事業者の再生可能エネルギー設備の導入促進や、企業が再生可能・次世代エネルギー分野に参入するための開発・調査等の取組の支援を行う。

(2) その対策

- ① 事業者の再生可能エネルギー設備の導入促進や、企業が再生可能・次世代エネルギー分野に参入するための開発・調査等の取組の支援を行う。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、明治時代に作成された不正確な公図しかない地域がほとんどである。そのため、土地の正しい位置や広さがわからないなど様々な不都合が生じている。

土地の境界をめぐるトラブル防止や土地課税の適正化、自然災害が発生した場合に、迅速な災害復旧や復興が可能となることから地籍調査を進める必要がある。

(2) その対策

- ① 地籍調査を実施し、土地の境界をめぐるトラブル防止や土地課税の適正化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域持 続的発展特別事 業	地籍調査事業 内容:一筆ごとの土地の所有者、 地番、地目を調査し、正確な境 界の位置と面積を測量する。 必要性・効果:地籍が明らかにな ることにより、土地境界をめ ぐるトラブルの未然防止、所有 者不明土地等の有効活用の促 進、課税の適正化・公平化が図 られると同時に、境界の復元が 容易になることから災害復旧の 迅速化が期待される。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分における公共施設等については、公共施設等総合管理計画に定める基本認識及び基本方針に基づき、長期的な視点で修繕・更新や長寿命化等を実施し、財政負担の軽減・平準化を計画的に推進する。

本計画内に掲げた事業計画のうち施設等の整備に係る事業は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に掲げた基本方針に適合するものである。

14 過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画・過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	移住定住促進支援事業 内容：移住希望者に対する情報 発信、移住前、移住後の支援な どトータルなサポート体制を構 築する。 必要性・効果：町が実施する移 住、定住への取り組みを幅広く 周知するとともに、出雲崎町な らではの魅力を情報発信し、移 住前、移住後のサポート体制を 充実させることにより、移住・ 定住の促進、人材の育成を図る ことができる。	町	
		ふるさと就職支援商品券交付事 業 内容：町内に就職した新規学卒 者及び条件を満たしたUターン 者の通勤及び日常生活を支援す るため、町内で使える商品券を 交付する。 必要性・効果：人口減少対策と して定住人口を維持する必要が あり、地元への就職を促すこと で、他市町村への転出を防ぐこ とができ、また、他市町村から の転入も期待できる。	町	
		奨学金返還支援事業（再掲） 内容：奨学金の貸与を受け卒業 した者が出雲崎町に居住し、か つ、地元で就職した場合におい て、奨学金返還支援事業助成金	町	

		を交付する。 必要性・効果：町の次世代を担う若者の経済的安定と人材育成及び定住促進が図られる。		
		高校生通学費助成事業 内容：高等学校に通学する生徒の通学定期券購入費等を一部助成する。 必要性・効果：保護者の経済的負担軽減と移住、定住促進を図ることができる。	町	
		新生活スーパー住まい取得支援事・リフォーム支援事業 内容：定住のために住宅を購入・新築する若者世帯、UIターン者に対し、購入・新築に要する費用及びリフォーム費用の一部を補助する。 必要性・効果：人口減少対策として定住人口を維持する必要がある、現在町内に住む若者に住宅取得及びリフォームの支援を行うことで、他市町村への転出を防ぐことができ、また、他市町村からの転入も期待できる。	町	
		新定住支援金支給事業 内容：特定の町営住宅に入居する転入世帯が町内で住宅を取得し、定住する場合に支援金を支給する。 必要性・効果：人口減少対策として定住人口を維持する必要がある、町営住宅入居者が町内で住宅を取得しやすい環境を整備することで、他市町村への転出を防ぐことができる。	町	

		新生活支援金支給事業 内容：町が販売する住宅用地を取得した転入世帯に支援金を支給する。 必要性・効果：人口減少対策として定住人口を維持する必要がある、住宅用地の販売促進により、これらの維持・改善を図ることができる。	町	
		集落活性化支援事業 内容：集落活性化に対する支援。 必要性・効果：地域と多様に関わる人たちを増やす取り組みを進め、地域内外の人材が地域づくりの担い手となることができる。	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	出雲崎美食めぐり実行委員会負担金事業 内容：食（地魚料理など）と街並を融合させ、出雲崎の知名度向上を図る誘客イベントを開催するために町が負担金を支出する。 必要性・効果：地元の豊かな食材を使用した各店自慢の料理を堪能することができ、参加者が店舗に再訪し交流人口増加が見込めるとともに、集客力の向上及び地元産業の活性化が図られる。	町	
		出雲崎ストリートジャズ開催費補助金 内容：街中で演奏するジャズを通じて、街並みのPR、住民と観客の交流を図り、出雲崎の知名度の向上を図るイベントを開	町	

		催するために町が補助金を支出する。 必要性・効果：これまで自然や歴史を活用して観光行政を実践してきたが、今後も観光大使など新しいイベントを創造しながら、本町を全国発信する。		
		オーナー制度を活用した交流 内容：町の特産品や農林水産物にオーナー制度を導入し、収穫体験等を実施する経費を町が負担する。 必要性・効果：オーナー制度の導入により、町の特産品等のピーアールにつながり、販路拡大、就労雇用の活性化、交流人口の拡大が図られる。	町	
		食の伝承支援事業 内容：町の食文化（えごねり、塩辛作り、干物作り等）の後継者を育成する経費を町が負担する。 必要性・効果：本町が誇る食文化を体験型観光メニューとして整備するとともに、他地域の方々との交流・連携を図りながら将来の出雲崎を担う人材育成を促進することで、昔から受け継がれる食文化を伝承する。	町	
		観光ガイド支援事業 内容：町の地域資源、歴史遺産等を組み合わせた観光ガイドコースの構築及び観光ガイドを育成する団体に対し町が補助金を交付する。 必要性・効果：本町が誇る地域	町	

	その他	資源や歴史遺産等を観光ガイドコースととして整備するとともに、出雲崎の歴史を語り継ぐ人材育成を促進することで、地域資源や歴史遺産の活用及び保存に繋がる。		
		出雲崎町宿泊施設環境整備促進補助事業 内容：宿泊施設が行う多言語対応、WI-FI 整備、キャッシュレス化整備など、宿泊施設における受入環境の整備を行う者に対して補助金を交付する。 必要性・効果：外国人旅行者をはじめとする旅行者のニーズに応え、受入環境の強化を図ることで、顧客満足度及び利便性が向上し、観光交流人口の増加に繋がる。	町	
		出雲崎町ふるさと逸品開発等補助事業 内容：町の資源及び特性を活かした新たな特産品の開発、製造又は加工を行う者に対して補助金を交付する。 必要性・効果：新たに挑戦しようとする中小企業及び小規模事業者の支援を行うことで、町の資源及び特性を活かした新たな特産品の開発等が行われ、産業の振興に繋がる。	町	
		ふるさと納税返礼品充実事業 内容：地場産品であるふるさと納税の返礼品を充実させる。 必要性・効果：地場産品を全国に PR することができるふるさ	町	

		と納税を活用し、魅力ある返礼品を充実させ、地場産業の振興を図ることができる。		
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 情報化 デジタル技術活 用	行政事務効率化事業 内容：AI や RPA を導入・活用し、 テレワークを推進する。また行 政手続きのオンライン化、行政 事務の電子化を進める。 必要性・効果：事務の複雑化等 に伴う事務量の増加に伴い、業 務の効率化、住民の利便性の向 上を図ることができる。	町	
		デジタル活用支援事業 内容：地域の課題を解決するデ ジタル化技術の導入及び誰もが メリットを受けられる支援の実 施。 必要性・効果：デジタル化技術 の導入は必要不可欠であり、デ ジタル化技術の導入により、担 い手不足の解消や地域の活性化 を図ることができる。	町	
4 交通施設の整 備、交通手段の確 保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 交通施設維持	橋りょう点検事業 内容：町道、林道、農道の橋り ょう点検。 必要性・効果：町道等の橋りよ うは、建設後数十年以上が経過 し、老朽化している。劣化損傷 を事前に点検することで、予防 保全的な維持管理を行い、施設 の長寿命化、維持管理費の縮減 を図ることができる。	町	
		トンネル点検事業 内容：町道のトンネル点検。 必要性・効果：町道のトンネル は、建設後数十年以上が経過	町	

	公共交通	し、老朽化している。劣化損傷を事前に点検することで、予防保全的な維持管理を行い、施設の長寿命化、維持管理費の縮減を図ることができる。		
		デマンド交通運行支援事業 内容：ドアツードアのデマンド交通「てまりん」の運行支援。 必要性・効果：運転免許を持たない高齢者等の住民の移動手段を確保し、地域公共交通の充実を図ることができる。	町	
		路線バス運行費補助事業 内容：路線バスの運行費補助。 必要性・効果：バスの充実した輸送体系を確保するため、運行の維持を支援するとともに、住民が利用しやすい運行体制の確立し、地域公共交通の充実を図ることができる。	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	地域コミュニティセンター事業 内容：家に閉じこもりがちな高齢者の交流の場として健康チェック・生活指導等のサービスを提供するとともに、住民主体を基本にサロンの開設・運営の相談、運動機能向上等の指導や助言を行う。 必要性・効果：高齢者の交流の場が確保されることにより、孤立感の解消、健康への関心を保つことができる。	町	
		高齢者パワーアップ事業 内容：運動指導士のもと、運動ができる場を提供する。 必要性・効果：運動習慣を定着	町	

	させ、筋力を強化することにより、介護予防の普及と啓発を図ることができる。		
	紙おむつ等支給事業 内容：寝たきり又は認知症の高齢者で、家庭において常時紙おむつ等を使用している方に紙おむつ等を給付。 必要性・効果：寝たきりの高齢者等に清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護に当たる家族の身体的及び経済的負担等を軽減することができる。	町	
	緊急通報体制等整備事業 内容：ひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報装置を貸与。 必要性・効果：高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができる。	町	
	福祉タクシー・バス利用料金助成事業 内容：高齢者及び障害者にタクシー・バス利用券を交付。 必要性・効果：外出機会の増加、社会参加の促進と健康の増進を図ることができる。	町	
	障害者相談支援事業 内容：障害者（児）やその家族の日常生活等に係る相談業務を社会福祉法人等へ委託。 必要性・効果：障害者及びその家族が身近な地域で福祉に関する相談が可能となり、スムーズに福祉サービスを利用すること	町	

	児童福祉	ができる。		
		寝たきり老人等介護手当支給事業 内容：在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者を介護する者に対し、介護手当を支給する。 必要性・効果：介護者の負担を軽減し、その家族の福祉増進を図ることができる。	町	
		幸せを運ぶコウノトリ祝金事業 内容：妊産婦等に対し、出産にかかる準備金及び祝金を支給する。 必要性・効果：安心して子どもを産み育てられる環境を整備できるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができる。	町	
		乳児おむつ等支給事業 内容：乳児を育児している保護者に対し、おむつ・粉ミルク等を支給する。 必要性・効果：清潔で心地よい生活の確保と、育児に当たる保護者の経済的負担等の軽減を図ることができる。	町	
		保育所通園バス運行費補助事業 内容：私立保育施設の通園バスの運行に要する経費のうち、車輛購入費、車輛維持費、燃料費、運転手賃金等を補助する。 必要性・効果：山間部の児童が保育所に通い易い環境整備事業として重要であり、併せて児童の通園の安全確保と保護者の通園にかかる費用の軽減を図るこ	町	

		とができる。		
		保育料無償化事業 内容：国の政策による３歳児から５歳児までと併せ、町の０歳児から２歳児の保育料を完全無償化する。 必要性・効果：保護者の経済的負担軽減と安心して子どもを産み育てる環境づくりを整備することで、移住、定住の促進を図ることができる。	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	奨学金返還支援事業（再掲）	町	
	その他	内容：奨学金の貸与を受け卒業した者が出雲崎町に居住し、かつ、地元で就職した場合において、奨学金返還支援事業助成金を交付する。 必要性・効果：町の次世代を担う若者の経済的安定と人材育成及び定住促進を図ることができる。		
	高等学校	高校生通学費助成事業（再掲） 内容：高等学校に通学する生徒の通学定期券購入費等を一部助成する。 必要性・効果：保護者の経済的負担軽減と移住、定住促進を図ることができる。	町	
	義務教育	スクールバス運行 内容：スクールバスの運行。 必要性・効果：通学時における児童、生徒の安全、安心を確保することができる。	町	
		学習用端末整備事業 内容：学習用端末の更新。 必要性・効果：学習用端末の動	町	

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	作性や操作性を最適な状態にし、児童、生徒の学習環境の向上を図ることができる。		
		公設学習塾事業 内容：町内の中学生を対象にした学習塾を町が開設する。 必要性・効果：将来の町を担う人材の育成及び保護者の経済的負担等の軽減を図ることができる。	町	
		地域おこし協力隊設置事業 内容：地域おこし協力隊を任用する。 必要性・効果：協力隊を中心として、地域と多様に関わる人たちの増やす取り組みを進め、地域内外の人材が地域づくりの担い手となり、地域の活性化を図ることができる。	町	
		集落活性化支援事業（再掲） 内容：集落活性化に対する支援。 必要性・効果：大学生等の町外の多様な人材と地域が関わる取り組みを進め、地域内外の人材が地域づくりの担い手となることができる。	町	
		地域づくり推進事業補助 内容：特性を活かした地域づくり事業等に取り組む団体に対して、補助金を交付する。 必要性・効果：地域のつながりの希薄化や地域の担い手の減少が問題となる中、地域づくりに取り組む団体を支援し、地域活性化及び持続的発展を図ることができる。	町	

		まち魅力発信イベント支援事業 内容:集落活性化に対する支援。 必要性・効果:地域と多様に関わる人たちを増やす取り組みを進め、地域内外の人材が地域づくりの担い手となることができる。	町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	出雲崎歴史文化 PR 事業 内容:町家展示施設等を訪れた観光客に対し、歴史文化の情報発信を行う。 必要性・効果:地域住民からなる有償ボランティアらが主体となり、海岸地区の町家展示施設等の文化観光資源を PR し、街並みの周遊を活性することで、交流人口の拡大を図る。	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	地籍調査事業 内容:一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、正確な境界の位置と面積を測量する。 必要性・効果:地籍が明らかになることにより、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、所有者不明土地等の有効活用の促進、課税の適正化・公平化が図られると同時に、境界の復元が容易になることから災害復旧の迅速化が期待される。	町	